

“未来へつながる” とくしま地域福祉プラン
～徳島県地域福祉支援計画～
＜第4期＞
（素案）



徳 島 県

I 支援計画の趣旨

1 計画改定の趣旨

少子高齢化、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域を取り巻く状況は大きく変化し、生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、病気等にとどまらず、住まい、就労、役割を持てる場の確保、そして孤立など「くらし」と「しごと」全般へと及んでいます。

また、多岐に渡って複雑化する課題を抱えた住民は地域で孤立する傾向にあり、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民や多職種等が連携・協働する取組の推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく必要があります。

国においては、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援として、重層的支援体制整備事業等を内容とする社会福祉法の改正が行われました（令和3年4月1日施行）。

この法律では、市町村の意向に基づき、既存の枠組を活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施し、高齢、障がい、子供、生活困窮の各制度における関連事業について、一体的な執行を行うことができるとされています。

本県では、令和元年度より、「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」（徳島県地域福祉支援計画）を策定し、市町村とともに地域福祉の総合的な推進に取り組んできました。地域福祉における課題がさらに複雑化する中で、その取組を深化させ、分野横断的に、計画的かつ総合的に推進していくことが重要であることから、改正社会福祉法を踏まえ、「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現を目指して、令和5年3月に「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン」（徳島県地域福祉支援計画）＜第4期＞を策定することとしました。

2 計画の性格・位置づけ

（1） 計画の性格

この計画は、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、基本的な考え方や県として広域的な視点で取り組む事業について、その方向性と主な施策を定めるものです。

（2） 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定するとともに、広域的な観点から市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

(3) 徳島県総合計画との関係性

本計画については、「福祉」はもちろん、「医療」「健康」「教育」等、県の政策の基本的運営指針となる徳島県総合計画（現在策定作業中）に基づくものであり、関係部局と連携、一体となって推進して参ります。

3 関連する他の計画との関係

本計画は、地域福祉の推進を通して、県総合計画で掲げる「徳島が目指すべき将来像」の実現を図ります。

また、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」等の関連計画と連携を図りながら、福祉の各分野の共通的な事項を横断的に記載するとともに、上位計画に位置付け、地域福祉の視点から各計画の達成等、地域福祉を総合的に推進します。

4 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、計画に掲げた施策の進捗状況について定期的に把握し、適切に進行管理を行います。

なお、各福祉分野等における新たな法律制定等、情勢の変化があった場合は、計画内容の追加・変更等を行うことがあります。

徳島県総合計画(策定作業中)

徳島県地域福祉支援計画 “未来につながる”とくしま地域福祉プラン

いとくしま高齢者いきいきプラン

徳島県障がい者施策基本計画

徳島はぐくみプラン
徳島県子ども子育て支援事業支援計画

< 重点課題 >

- ① 包括的・重層的な相談・支援体制づくり
- ② 地域住民等の参画・協働による地域づくり
- ③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり
- ④ 地域福祉の担い手づくり
- ⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

連携

支援

連携

市町村

地域福祉計画

福祉サービス事業者

民生委員・児童委員

参画 住民 協働

ボランティア・NPO

自治会・町内会等

学校等

老人クラブ

社会福祉協議会
地域福祉活動計画

「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現

社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

II 計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 少子高齢化の進行

① 県内の人口の推移と将来推計

昭和30年に878,109人であった本県の総人口は、その後減少を続け、昭和50年から増加に転じたものの、平成7年を境に再び減少し、令和2年には、719,559人となり、平成27年(755,733人)と比べて36,174人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、将来的には、本県の総人口は減少を続け、令和27年には、53万5千人にまで減少すると見込まれています。

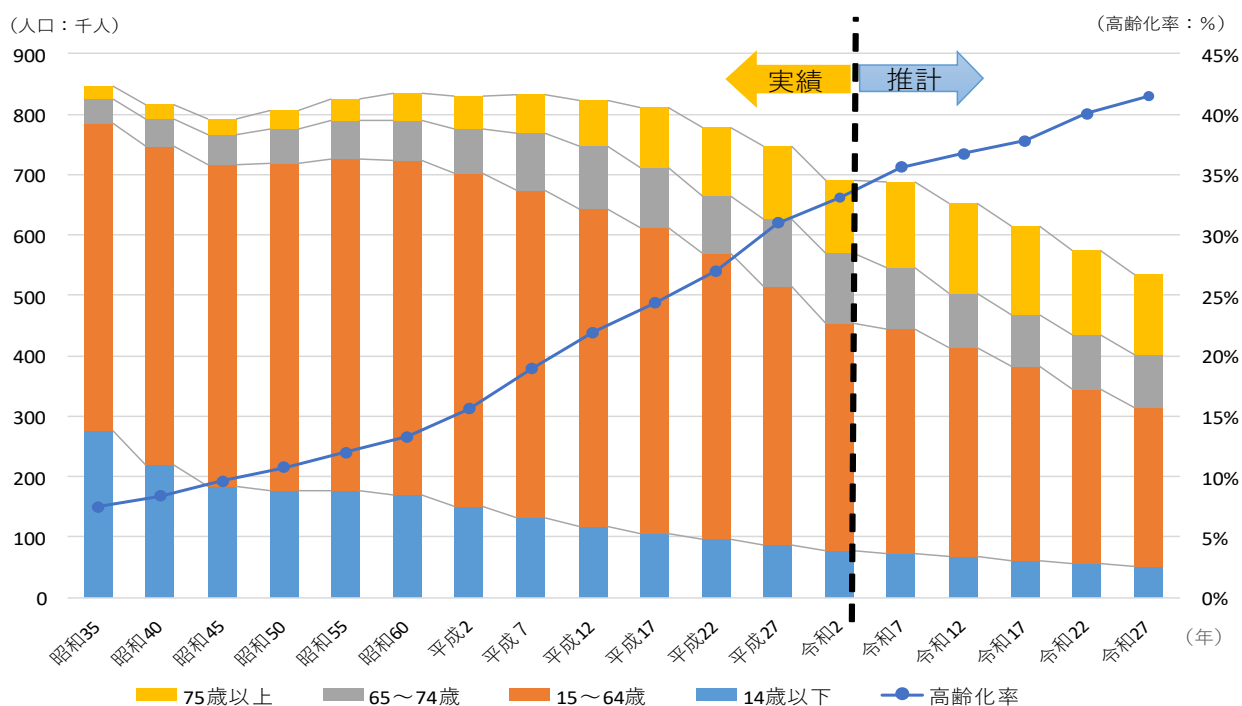
② 高齢者人口割合の将来推計

本県における65歳以上の者（以下「高齢者」という。）の人口は、令和2年は238,346人で、平成27年(230,914人)と比べると7,432人の増加となり、総人口の減少傾向とは逆に、大きく増加しています。

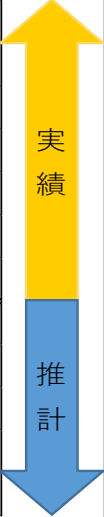
本県の総人口に占める高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、令和2年に34.5%と、全国平均の28.7%を上回る速いペースで高齢化が進行しており、令和7年には35.6%と、県民の3人に1人が65歳以上となることを見込まれています。

また、令和2年以降も高齢化率は上昇を続け、令和7年には35.5%、さらに令和22年には40.1%と、高齢化率はその後も伸び続けると見込まれています。

【高齢者人口の推移と将来推計】



調査時期	徳島県						全国 高齢化率
	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年人口		高齢化率	
				65歳以上	うち75歳以上		
昭和35年(1960)	847,274	275,274	508,733	63,267	22,828	7.5%	5.7%
昭和40年(1965)	815,115	219,279	527,617	68,219	23,587	8.4%	6.3%
昭和45年(1970)	791,111	183,878	531,168	76,065	24,348	9.6%	7.1%
昭和50年(1975)	805,166	177,555	541,049	86,505	29,201	10.7%	7.9%
昭和55年(1980)	825,261	175,295	550,779	98,904	36,052	12.0%	9.1%
昭和60年(1985)	834,889	170,062	553,858	110,921	44,273	13.3%	10.3%
平成2年(1990)	831,598	149,770	551,067	129,105	53,753	15.6%	12.1%
平成7年(1995)	832,427	132,495	541,945	157,461	63,466	18.9%	14.6%
平成12年(2000)	824,108	117,217	525,724	180,637	76,717	21.9%	17.4%
平成17年(2005)	809,950	105,814	506,642	197,313	97,619	24.4%	20.2%
平成22年(2010)	785,491	96,596	471,788	209,926	114,042	27.0%	23.0%
平成27年(2015)	755,733	87,030	428,059	230,914	119,229	31.0%	26.6%
令和2年(2020)	719,559	77,129	375,657	238,346	122,672	34.5%	28.7%
令和7年(2025)	688,000	73,000	370,000	245,000	143,000	35.6%	30.0%
令和12年(2030)	651,000	67,000	346,000	239,000	150,000	36.7%	31.2%
令和17年(2035)	614,000	61,000	321,000	232,000	147,000	37.8%	32.8%
令和22年(2040)	574,000	56,000	288,000	230,000	140,000	40.1%	35.3%
令和27年(2045)	535,000	52,000	261,000	222,000	133,000	41.5%	36.8%



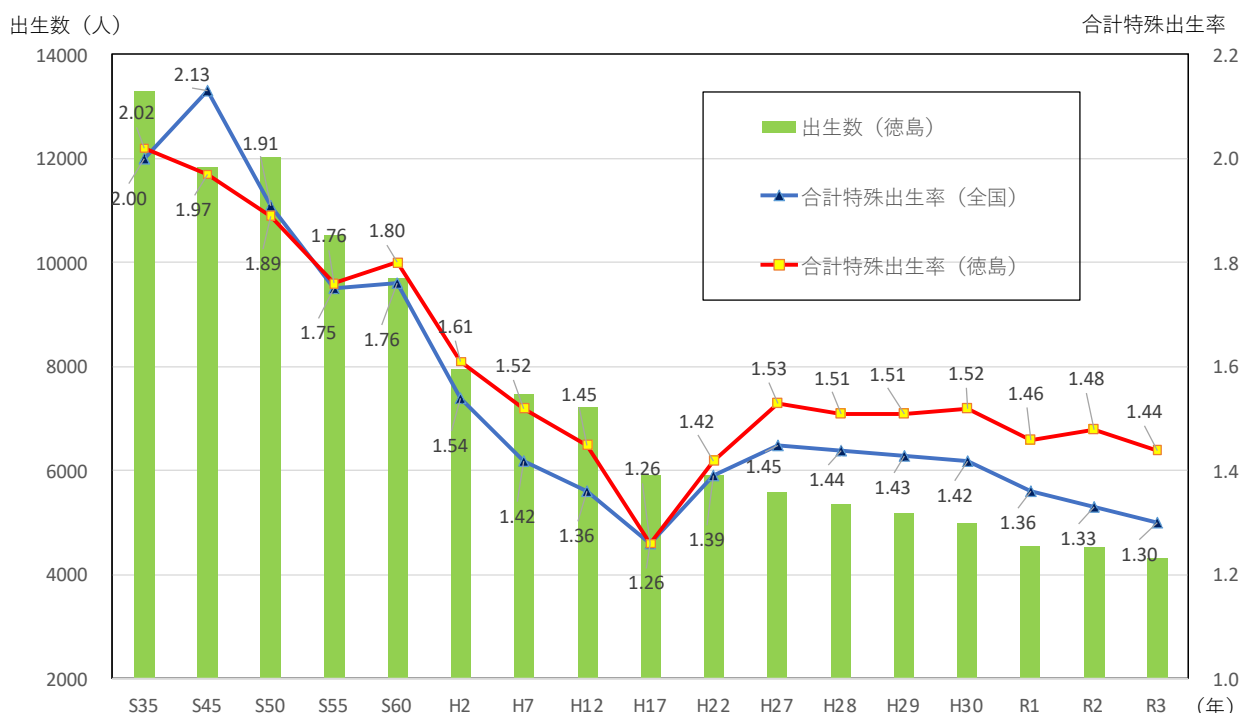
- 1 令和2年までは、総務省統計局「国勢調査」による。
- 2 令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H29.4公表)及び「日本の地域別将来推計人口」(H30.3公表)による。

③ 出生数・合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、第2次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、令和4年は4,148人と過去最少となっています。

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計）は人口置換水準（現在の人口を長期的に維持するための水準）である概ね2.07を下回り、過去最低だった平成17年の1.26以降、一旦は持ち直したものの、約3年におよぶコロナ禍で婚姻数が減少したこと等が影響し、ここ数年は再び減少傾向となっており、令和4年は1.42でした。

【出生数・合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 地域社会の変化

① つながりの希薄化、「孤独・孤立」の顕在化

少子高齢や人口減少が進む中、過疎地域や中山間地域からの若年層を中心とした人口流出や、核家族化及び単身世帯の増加などを背景に、地域による支え合いの機能の弱体化や、人と地域のがながりが希薄化しています。

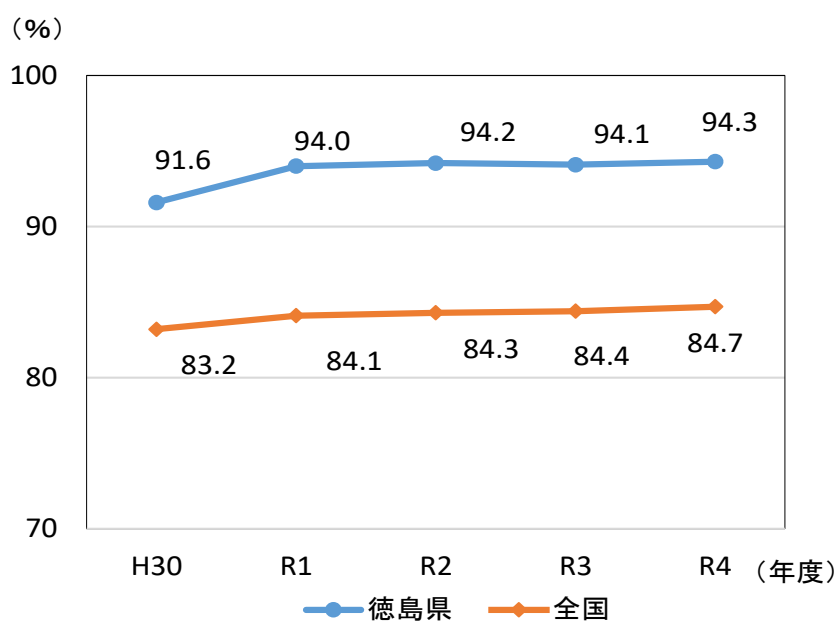
このような中、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある「孤独・孤立」が顕在化しており、令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が制定されました。東日本大震災以降、「共に支え合う」思いやりの心、地域の絆の大切さが改めて見直されており、地域福祉を推進する上でも重要な要素となります。

② 自主防災組織の組織率と消防団員数・年齢構成の推移

発災直後の初動期に住民自らが力を合わせて地域を守るために自主防災組織を立ち上げています。本県における令和4年度の組織率（自主防災組織率＝組織されている地域の世帯数／総世帯数）は94.3%となり、平成30年度と比較して2.7ポイント高くなっていますが、南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、引き続き、地域の防災力を高めていく必要があります。

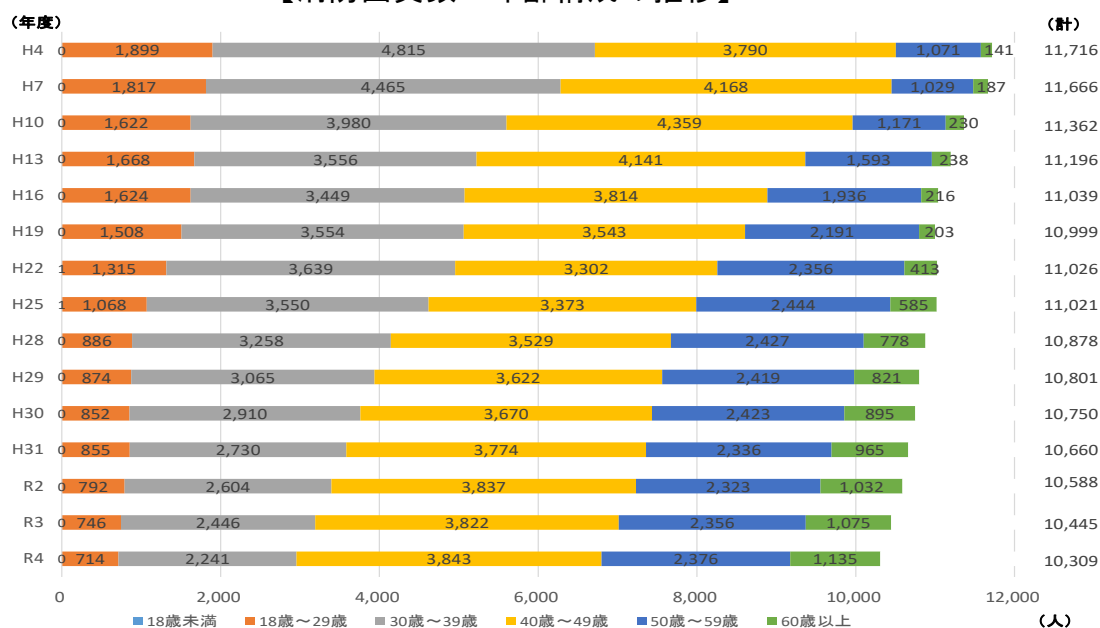
また、本県の消防団員数は、令和4年度で10,309人となり、平成4年度と比較して1,407人減少しています。年齢構成では、40歳以上の団員が2,352人増加しているのに対し、40歳未満の団員は3,759人減少し、団員の高齢化が進んでいます。

【自主防災組織の組織率】



資料：消防庁「消防白書」

【消防団員数・年齢構成の推移】



県消防保安課調べ

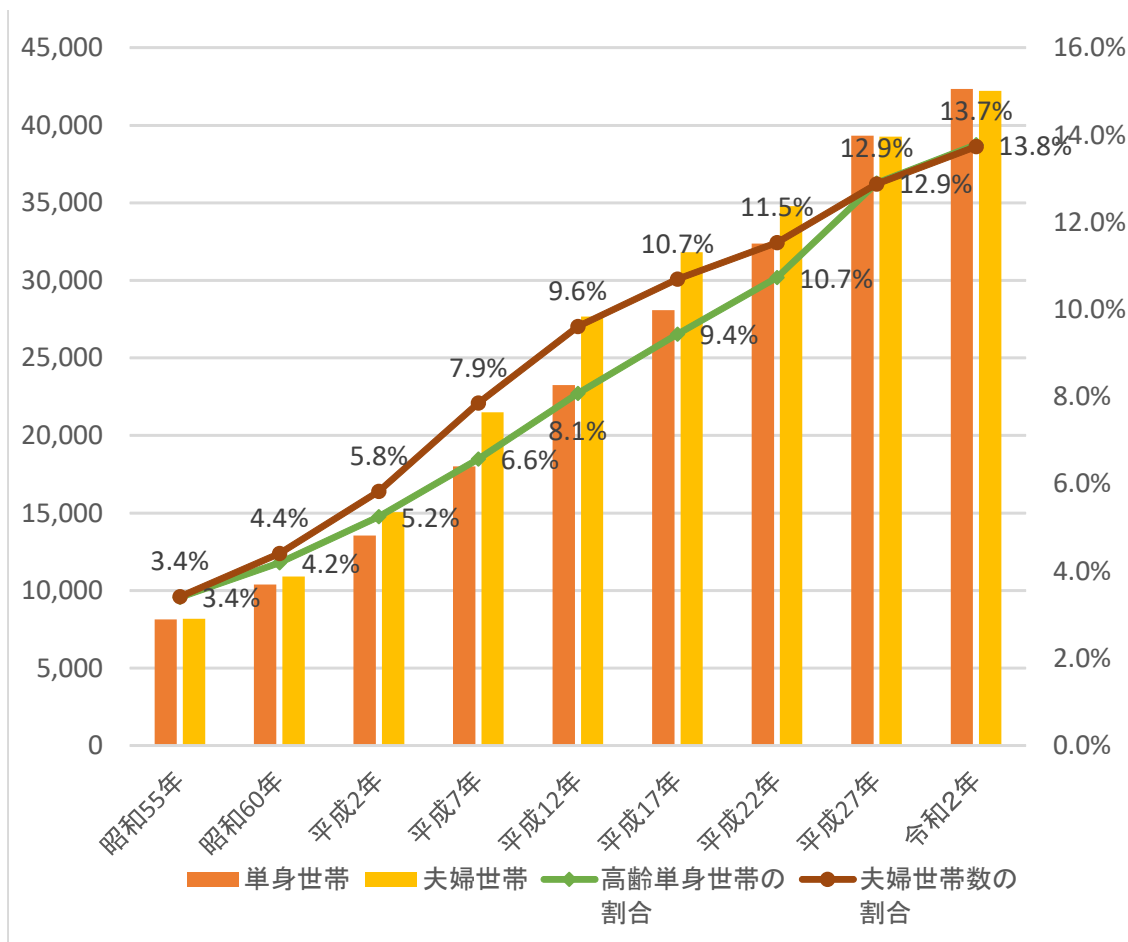
(3) 支援を必要とする世帯の増加

① 県内の高齢単身世帯数・夫婦のみ世帯数の推移

県内の高齢単身世帯数（65歳以上）・夫婦のみ世帯数（夫65歳以上・妻60歳以上）について昭和55年と令和2年を比較すると、高齢単身世帯数、夫婦のみ世帯数ともに約5.2倍に増加しています。

また、一般世帯総数に占める割合も、高齢単身世帯、夫婦のみ世帯ともに3.4%から13.7%へ増加しています。

【県内の高齢者世帯の状況】

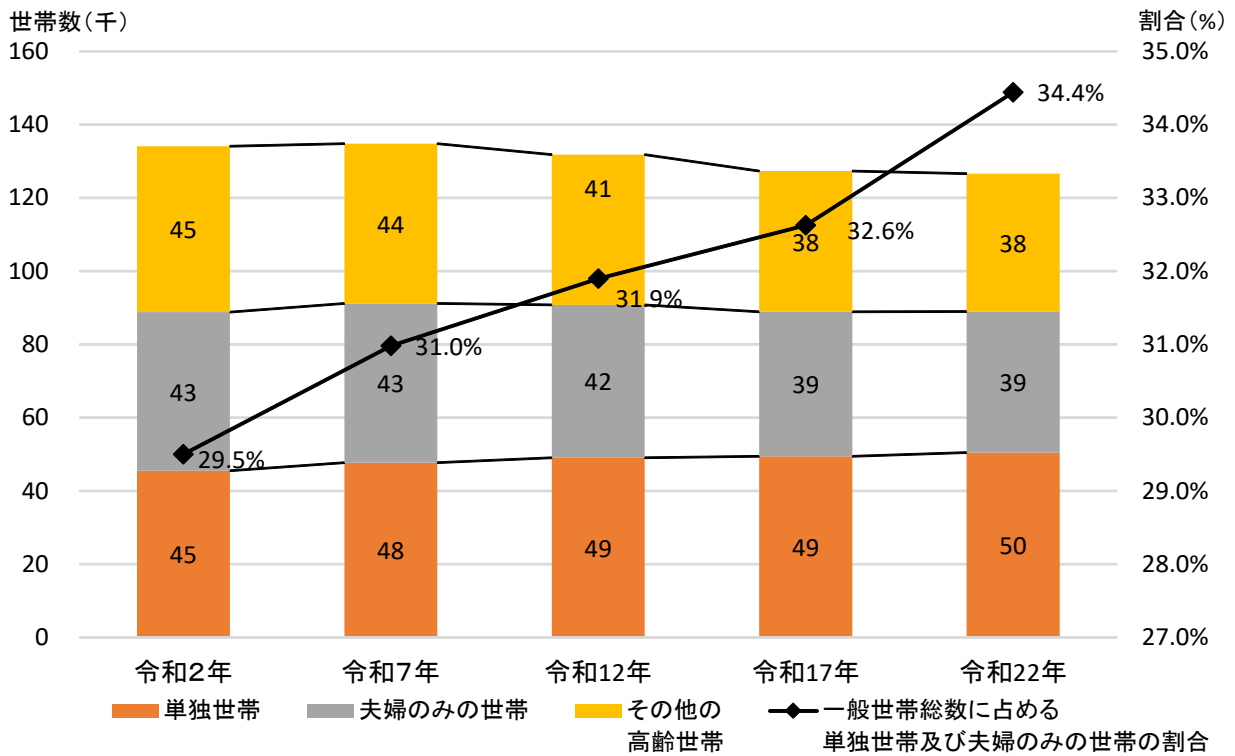


資料：総務省統計局「国勢調査」

② 高齢世帯の将来推計

核家族化や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯の割合は増加していますが、今後もこの傾向が続き、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢のひとり暮らし世帯と夫婦のみの世帯を合わせた世帯数の一般世帯総数に対する割合が3割を超えるとされるとともに、その後団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）にかけて上昇するとされており、地域での見守りや日常生活の支援がますます重要となってきます。

【高齢世帯数等の将来推計（徳島県）】

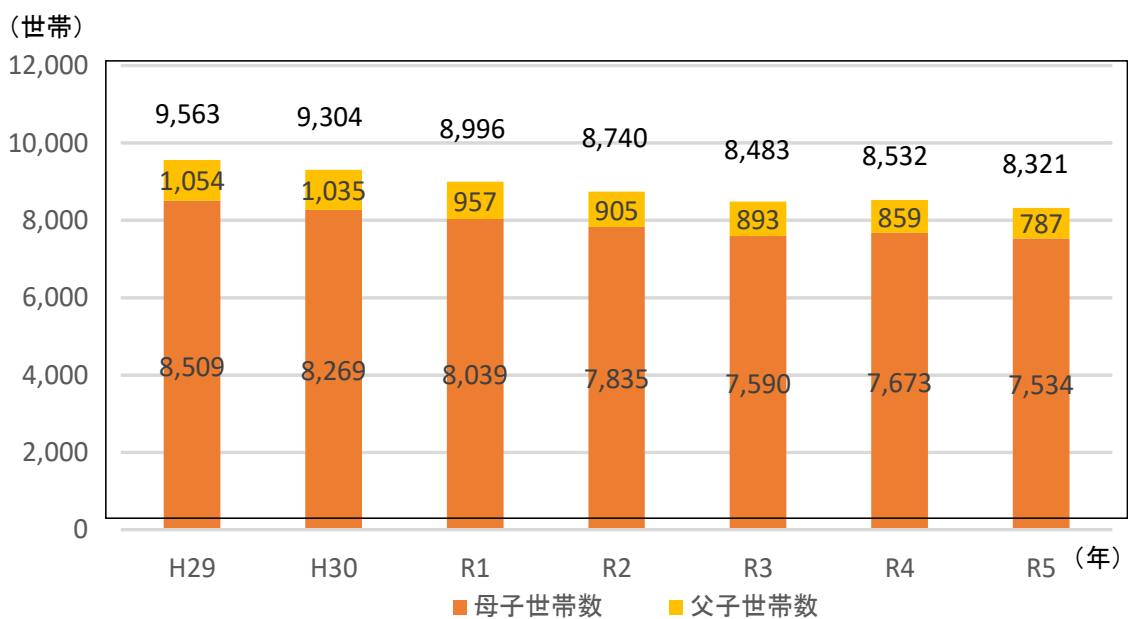


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2019年4月推計）
 （※高齢世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯）

③ 県内のひとり親世帯数の推移

令和5年の県内のひとり親世帯数は8,321世帯と、平成29年の9,563世帯から、1,242世帯(13%)減少しています。

【ひとり親世帯数の推移】



県子ども家庭支援課調べ

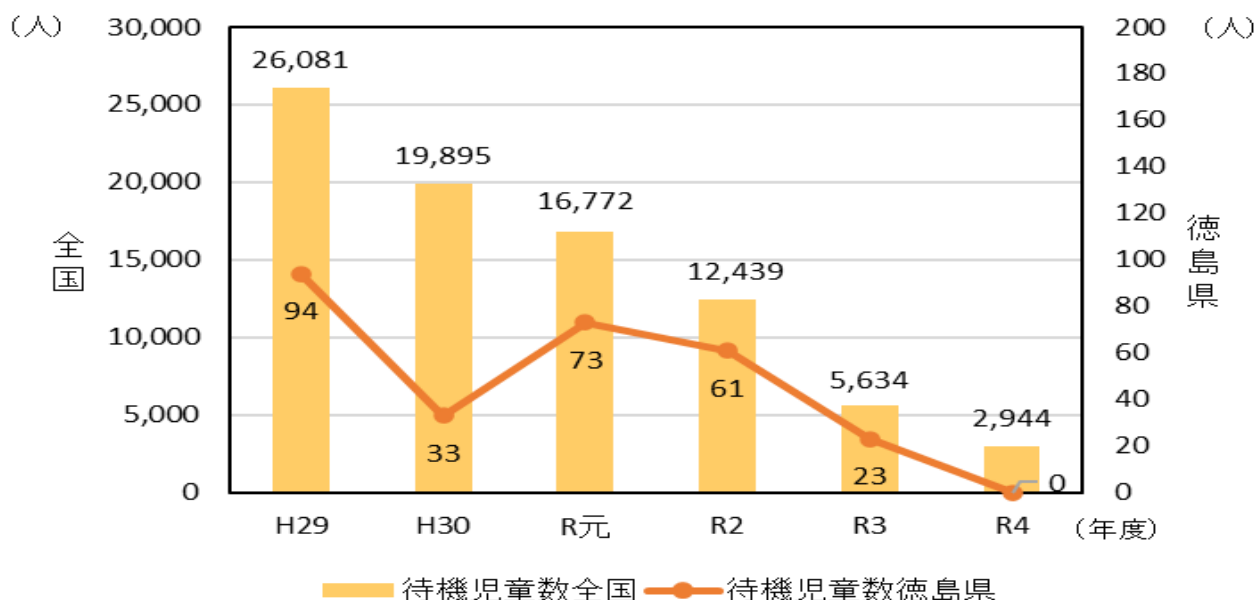
(4) 支援を必要とする人達の状況

① 県内の待機児童数の推移

全国の保育所等の待機児童数は、令和元年度以降、4年連続で過去最小となっており、令和4年度は、保育の受け皿整備の拡大や就学前人口の減少等から、平成29年度と比較すると、23,137人減少しています。

また、本県の令和4年度の待機児童数は、県に記録が残る平成11年度以降初めて、ゼロとなりました。

【待機児童数】



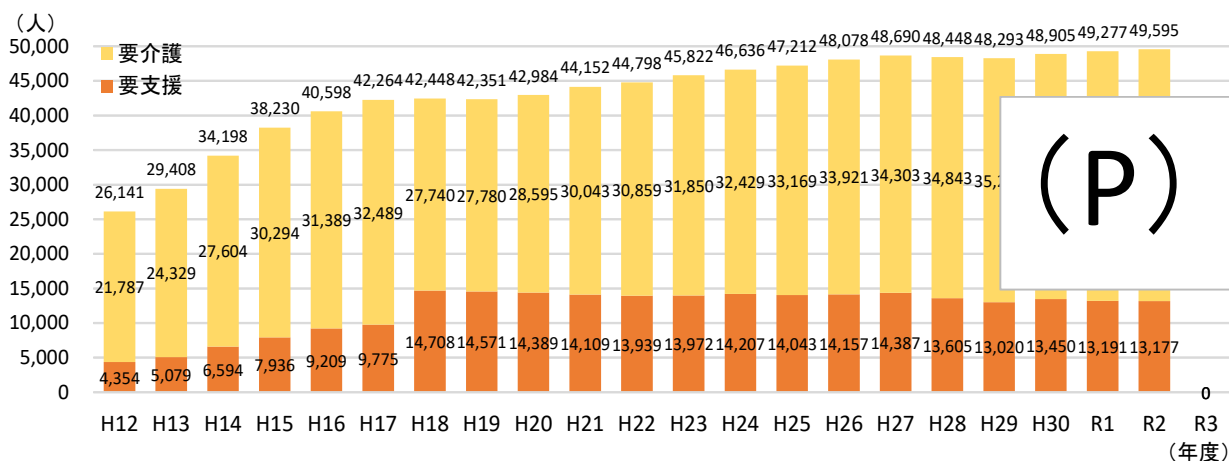
県 こどもまんなか政策課調べ

② 県内の要支援・要介護認定者数の推移、介護保険サービス受給者数及び介護給付費の推移

県内の介護保険制度における要支援・要介護認定者数については、令和2年度では49,595人（要支援者：13,177人、要介護者：36,418人）となっています。

介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、23,454人増加（要支援者8,823人、要介護者14,631人）しています。

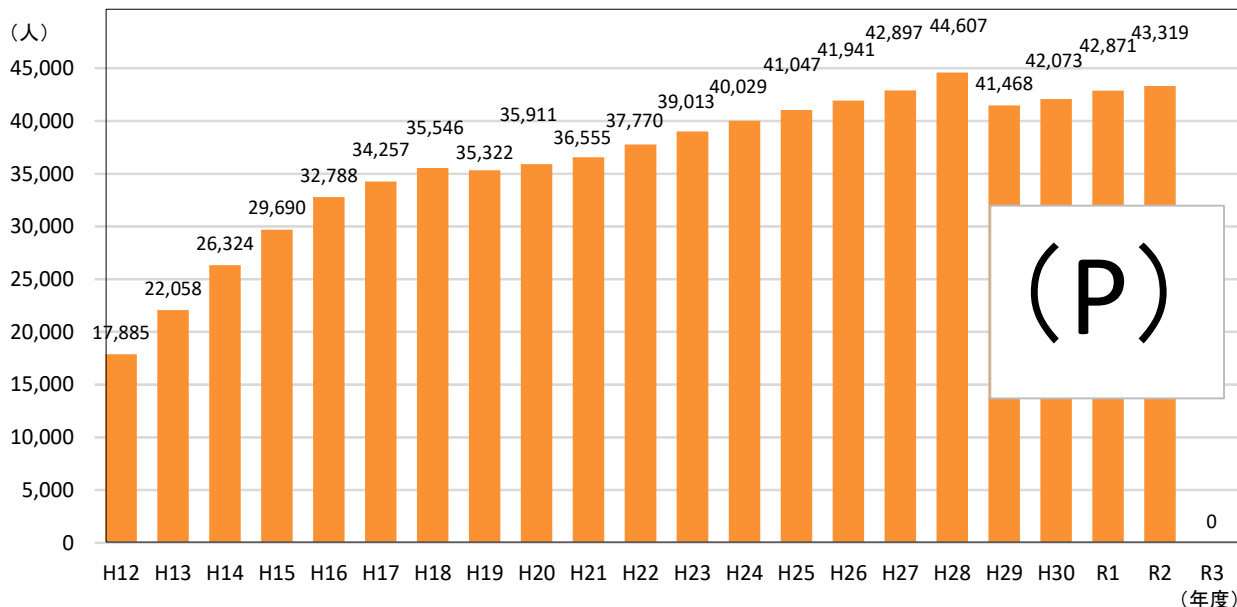
【県内の要支援・要介護認定者数の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

県内の介護サービス受給者数（1ヶ月平均）については、令和2年度では43,319人となっており、介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、25,434人増加しています。

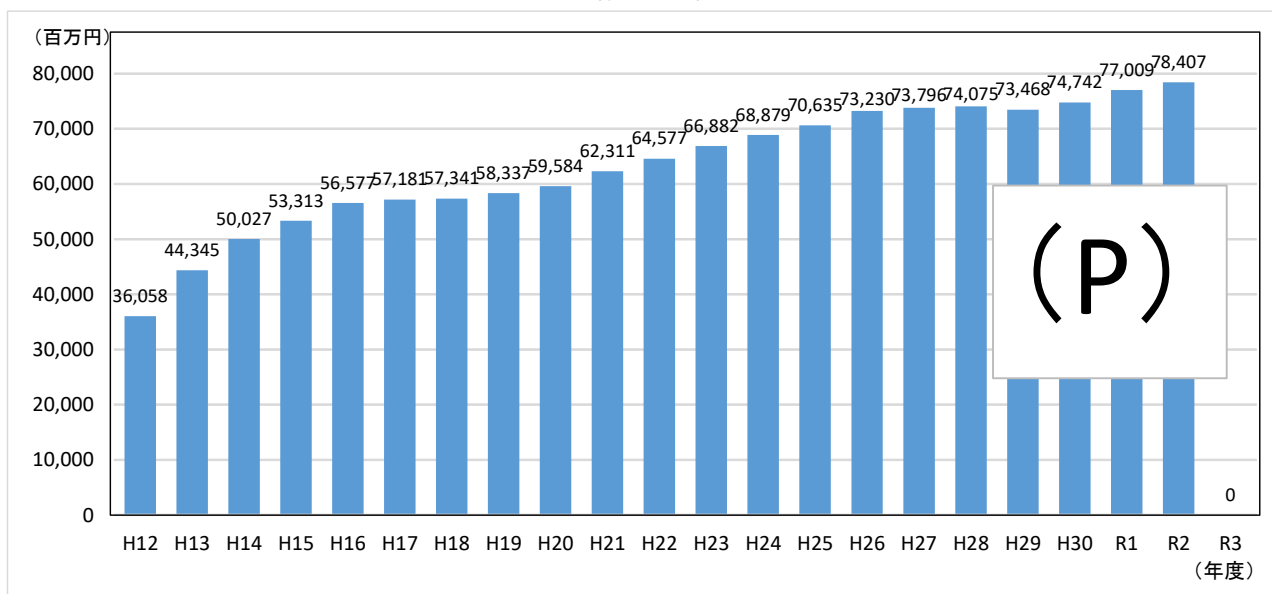
【県内の介護サービス受給者数（1ヶ月平均）の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

県内の介護給付費については、令和2年度では、784億7百万円となっており、介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、423億5百万円増加しています。

【県内の介護給付費の推移】

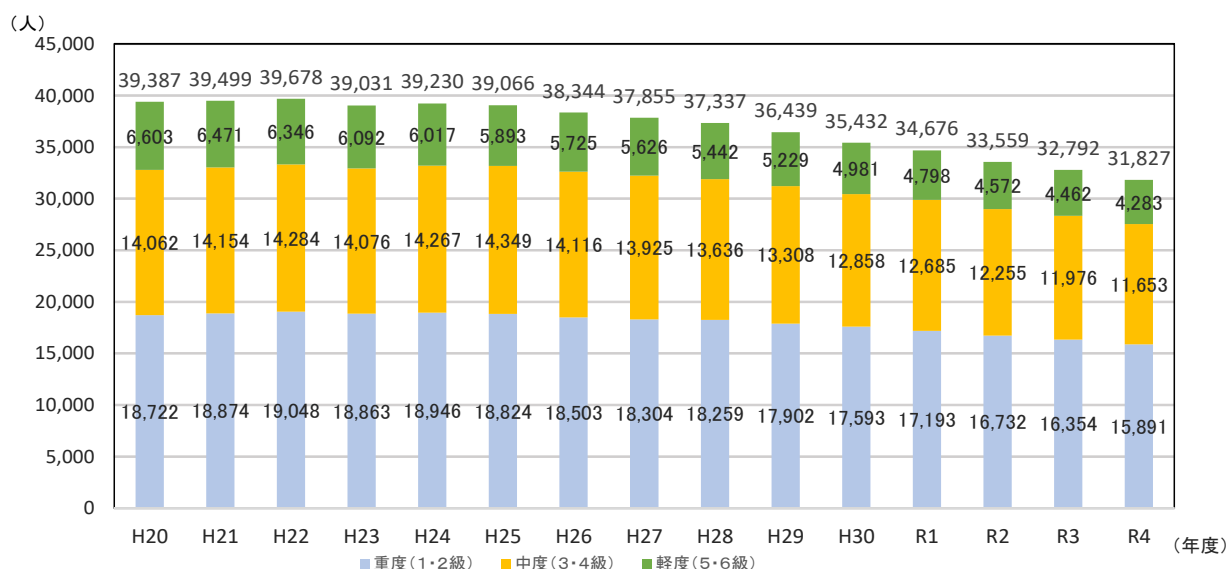


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

③ 県内の身体障がい者手帳の交付者数の推移

県内の令和4年度の身体障がい者手帳交付者数は31,827人で、前期計画策定時の平成29年度と比較して4,612人、12.7%減少しています。等級別では、重度（1・2級）、中度（3・4級）及び軽度（5・6級）のいずれにおいても減少していますが、割合としては、重度及び中度が増加しており、身体障がい者の重度化が進んでいます。

【県内の身体障がい者手帳の交付者数】



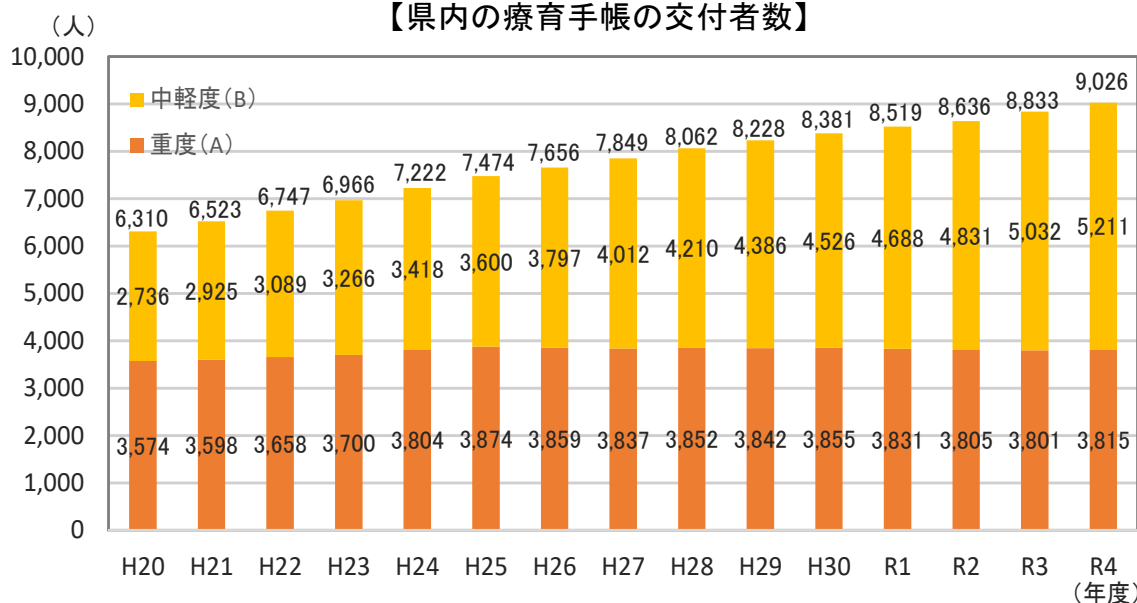
県障がい福祉課調べ

④ 県内の療育手帳の交付者数の推移

県内の令和4年度の療育手帳を所持する知的障がい者数は9,026人で、前期計画策定時の平成29年度と比較して798人、9.7%増加しています。

障がいの程度別では、中軽度者（程度B）が年々増加しており、全体の半数以上を占めています。

【県内の療育手帳の交付者数】

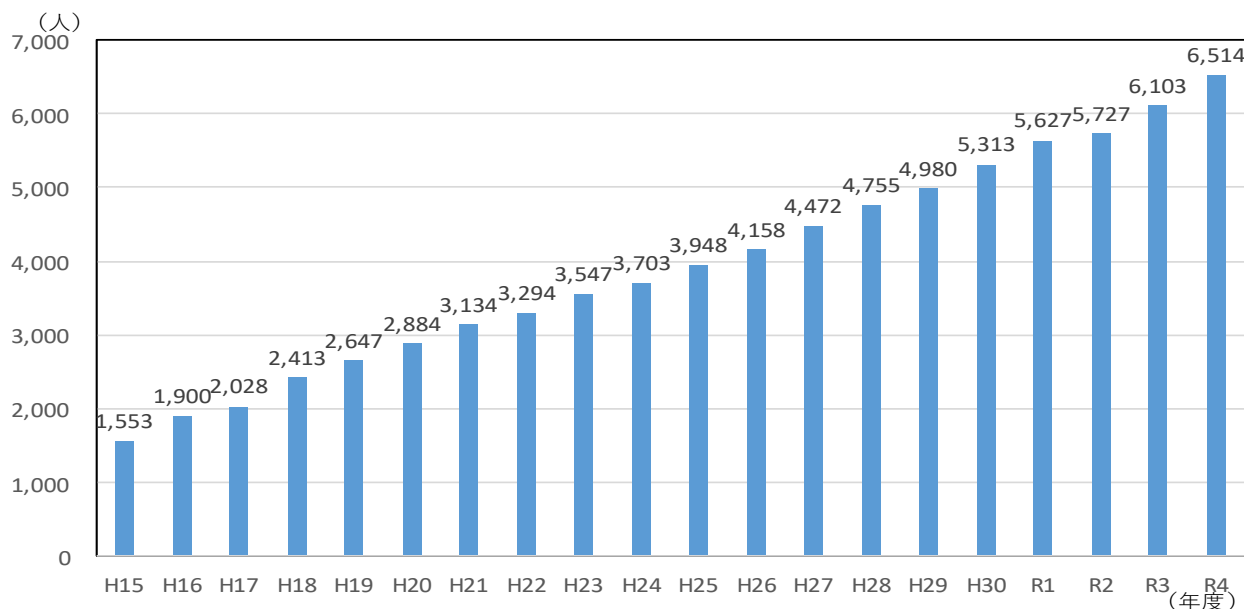


県障がい福祉課調べ

⑤ 県内の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数の推移

社会経済情勢の影響等も受け、精神障がい者保健福祉手帳の交付者数については、全国的に増加傾向にあり、県内の令和4年度交付者数は6,514人で、平成29年度と比較して1,534人、30.8%増加しています。

【県内の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数】

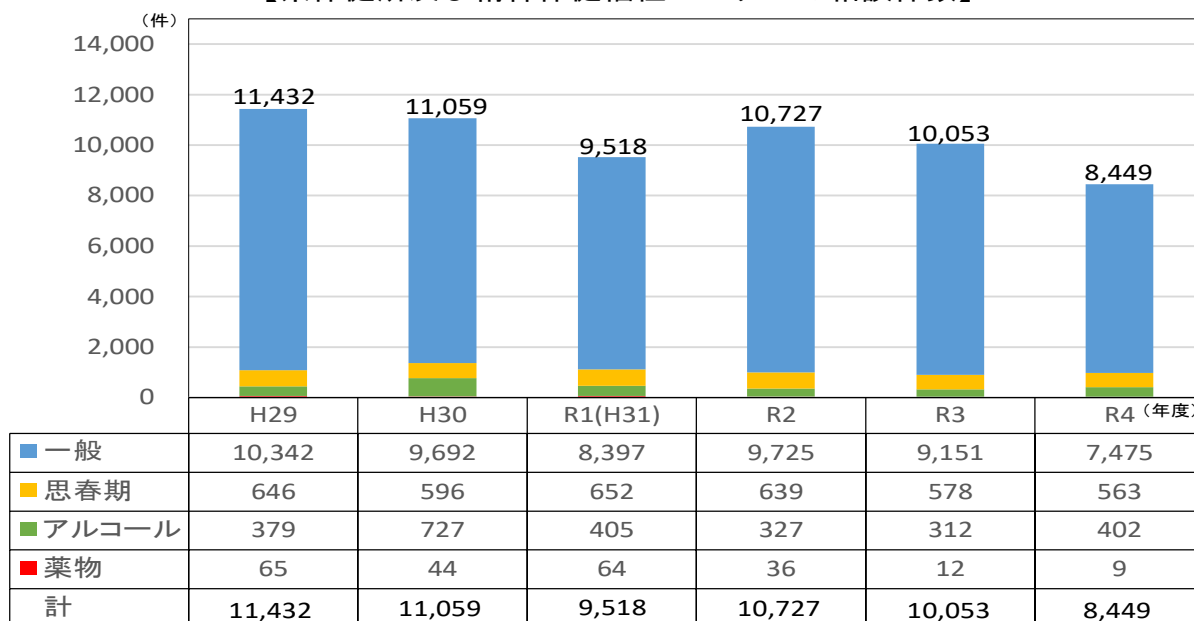


出典：健康づくり課調べ

⑥ 県保健所及び精神保健福祉センターにおける相談件数の推移

県内における保健所及び精神保健福祉センターの相談件数は、令和4年度は8,449件と、平成29年と比較して2,983件（26.1ポイント）減少しています。

【県保健所及び精神保健福祉センターの相談件数】

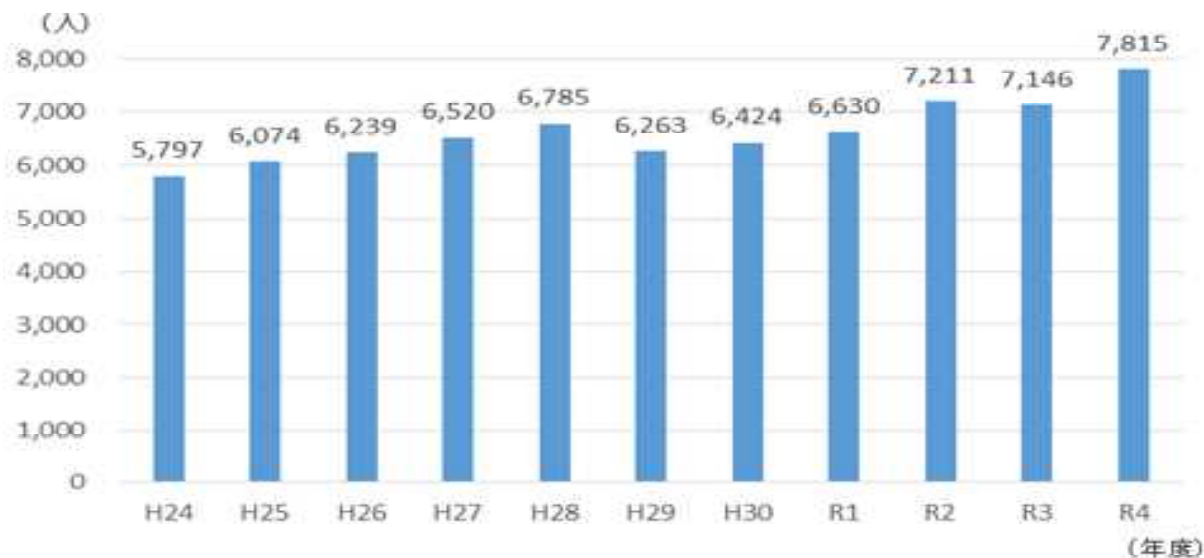


※ 「一般」は、思春期、アルコール、薬物以外の内容（老人精神保健、社会復帰、心の健康づくり、ひきこもり、高次機能障がい、発達障がい、自殺関連、犯罪被害、治療中断など）の合計数として計上しています。

⑦ 難病患者数の推移

本県における難病患者（特定疾患医療受給者証所持者）数は、増加傾向にあり、令和2年度以降7,000人を超えています。

【特定疾患医療受給者証所持者数】

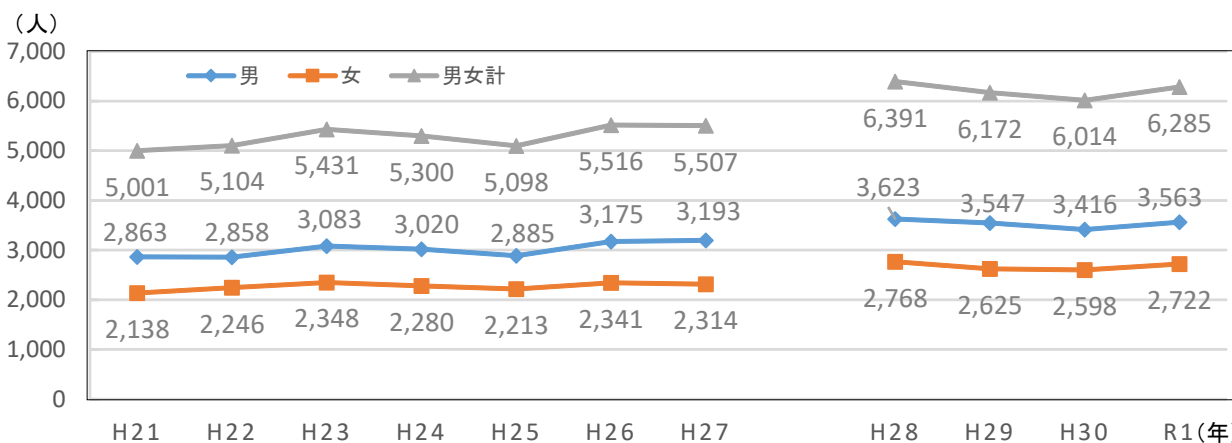


出典：健康づくり課調べ

⑧ がん患者数の推移

本県のがん登録におけるがん罹患患者数は、令和元年には6,285人となっており、平成28年以降6,000人を超えています。また、がんによる死亡率についても年々増加しています。

【がん罹患数】

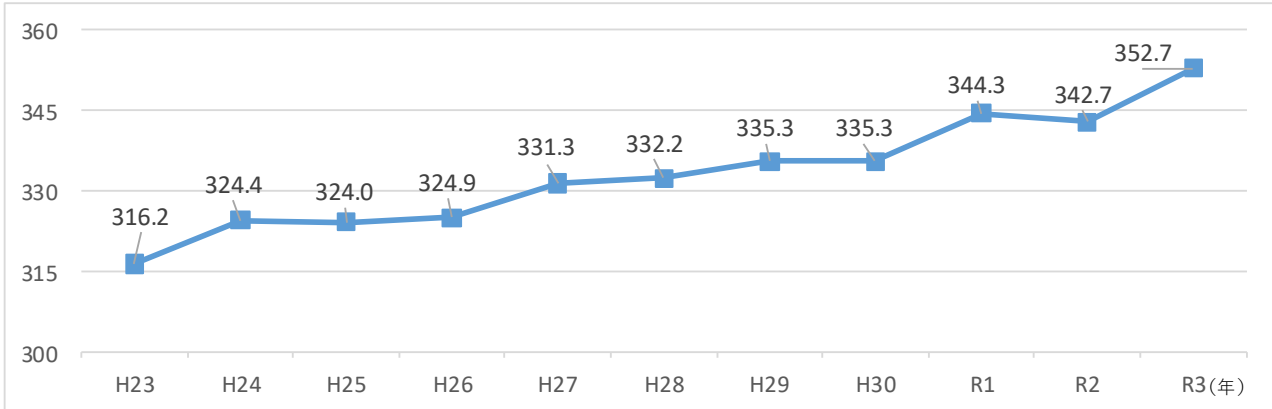


出典：徳島県のがん登録

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）

注：平成27年までは、任意の届出制度である「徳島県のがん登録」、平成28年度以降は全病院に登録義務のある「全国がん登録」のデータであるため、H27からH28の間はグラフが途切れています。

【徳島県におけるがん死亡率（人口10万対）】

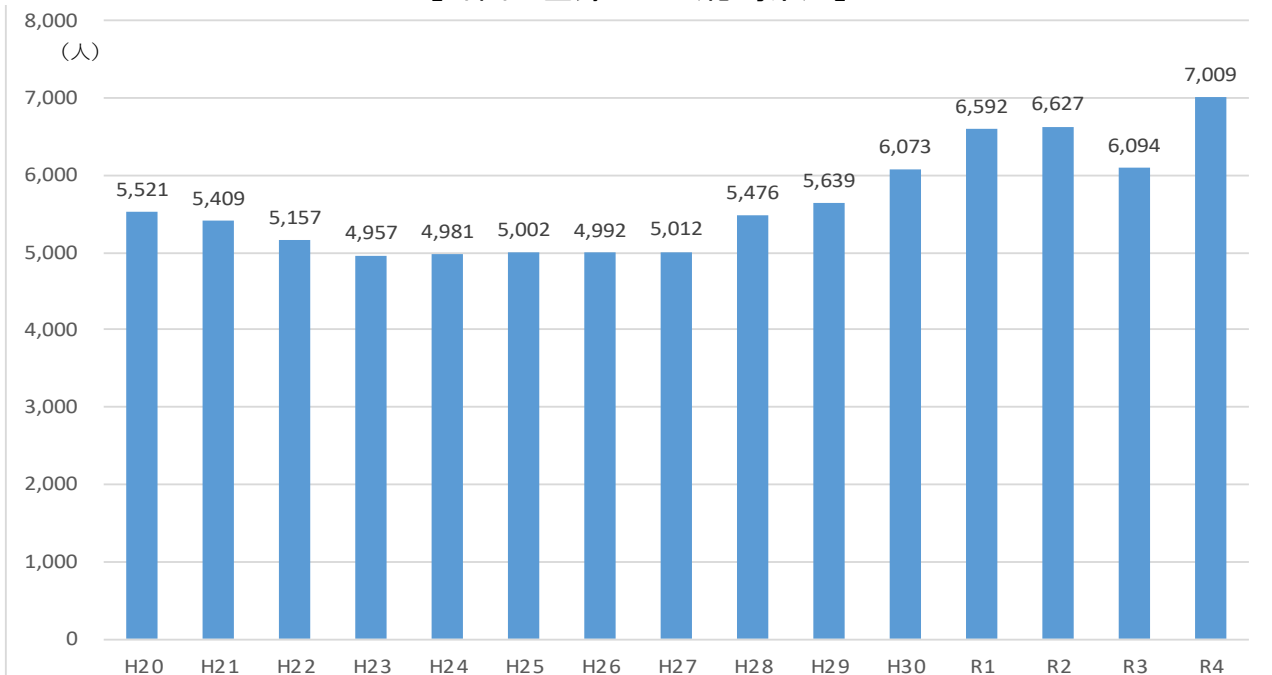


出典：厚生労働省「人口動態統計」

⑨ 外国人数の推移

本県における外国人登録者数は、平成27年以降、増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年には一時的に減少しましたが、令和4年には再び増加し、過去最高の7,009人になりました。

【外国人登録人口（徳島県）】



資料：法務省入国管理局「在留外国人統計」

⑩ ひきこもり等の状況

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼び、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。ひきこもりの状態にある人は、全国で115.4万人（※1）と推計されており、令和4年度の調査では、15歳から39歳の広義のひきこもり群は人口の2.05%、40歳から64歳の広義のひきこもり群は2.02%と推計されています（※2）。

※1 平成28年9月内閣府「若者の生活に関する調査」（15～39歳対象）による推計54.1万人

※1 平成31年3月内閣府「生活状況に関する調査」（40～64歳対象）による推計61.3万人

※2 令和5年3月内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

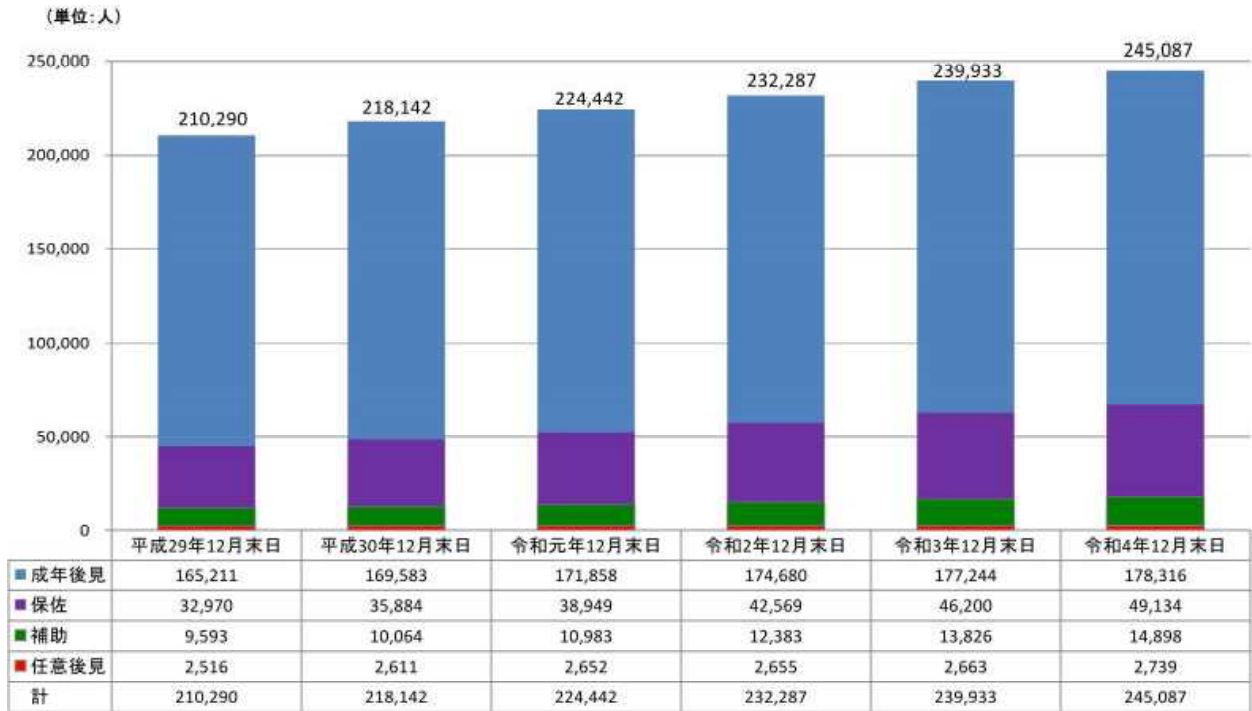
⑪ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。

令和4年12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が約72.8%、保佐の割合が約20.0%、補助の割合が約6.1%、任意後見の割合が約1.1%となっています。

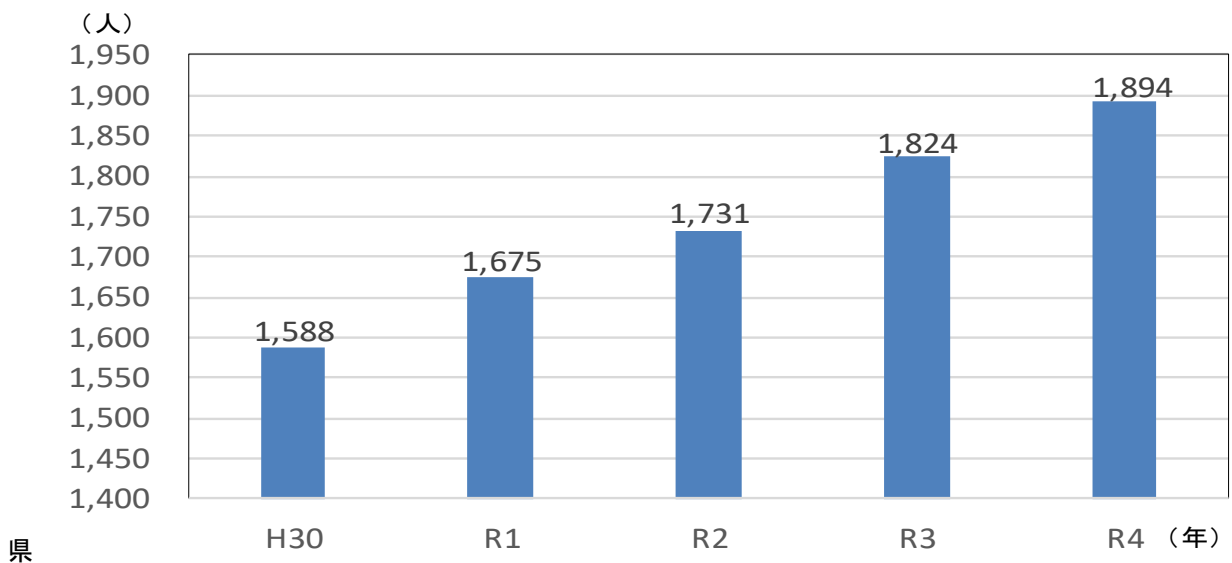
主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっています。

【成年後見制度の利用者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

【成年後見制度の利用者数の推移（徳島県）】



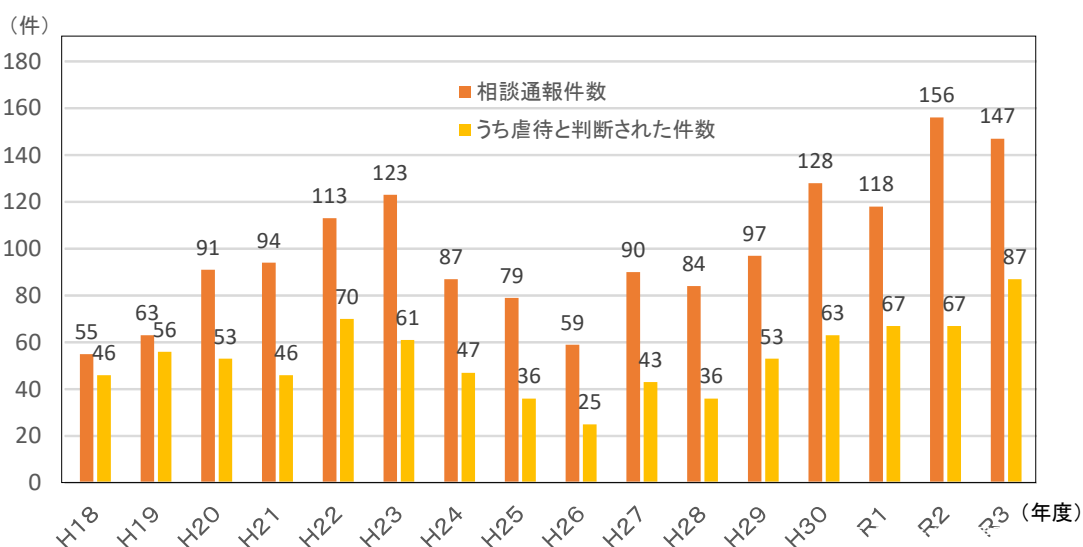
国保・地域共生課調べ

(5) 家庭内での問題

① 高齢者虐待件数の推移

高齢者の世話をしている家族、親族等による虐待として市町村に相談・通報があった件数は、令和3年度で147件、そのうち虐待と判断された件数は87件となっています。調査を始めた平成18年度と比較して、通報件数は92件の増加、虐待件数は41件増加しています。

【高齢者虐待、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況（徳島県）】

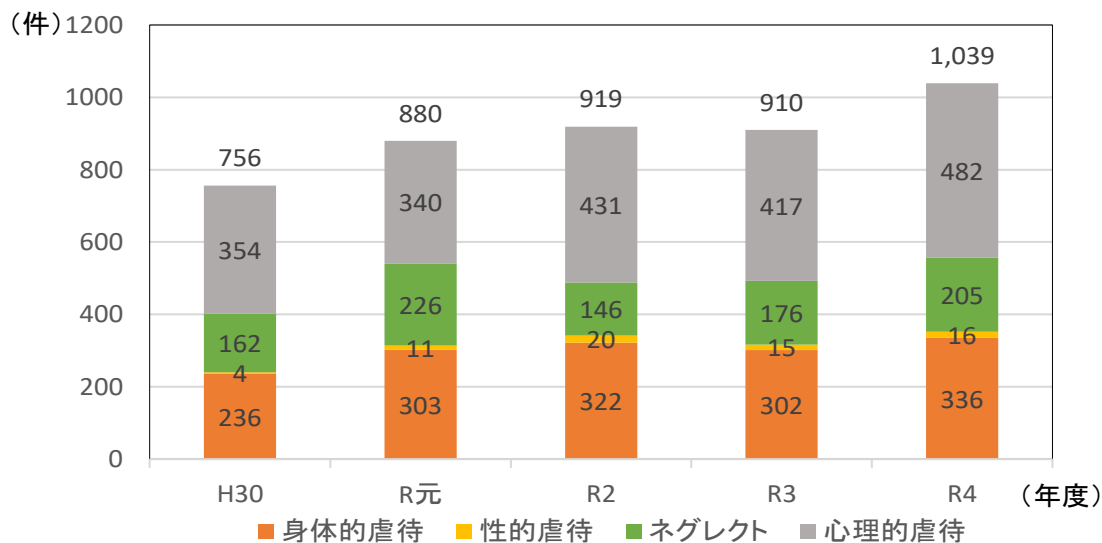


県長寿いきがい課調べ

② 児童虐待相談対応件数の推移

令和4年度に、県内のこども女性相談センター（児童相談所）が対応した児童虐待相談件数は1,039件で、平成30年度と比較して283件増加しています。虐待の種類別では、心理的虐待の増加傾向が顕著となっています。

【こども女性相談センターの児童虐待相談対応件数（徳島県）】



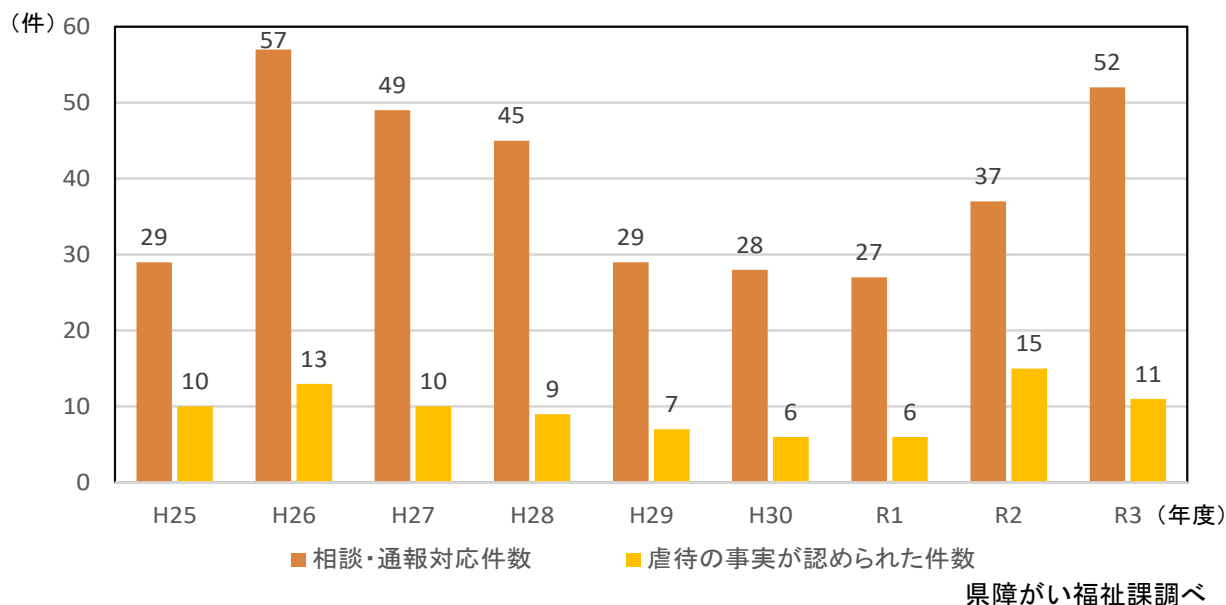
県 こども家庭支援課調べ

③ 障がい者虐待件数の推移

県内の市町村等で受け付けた、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する相談・通報件数は平成26年度をピークに減少傾向にありましたが、令和2年度から増加に転じています。

また、虐待判断件数は年間10件程度で横ばいとなっています。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等】

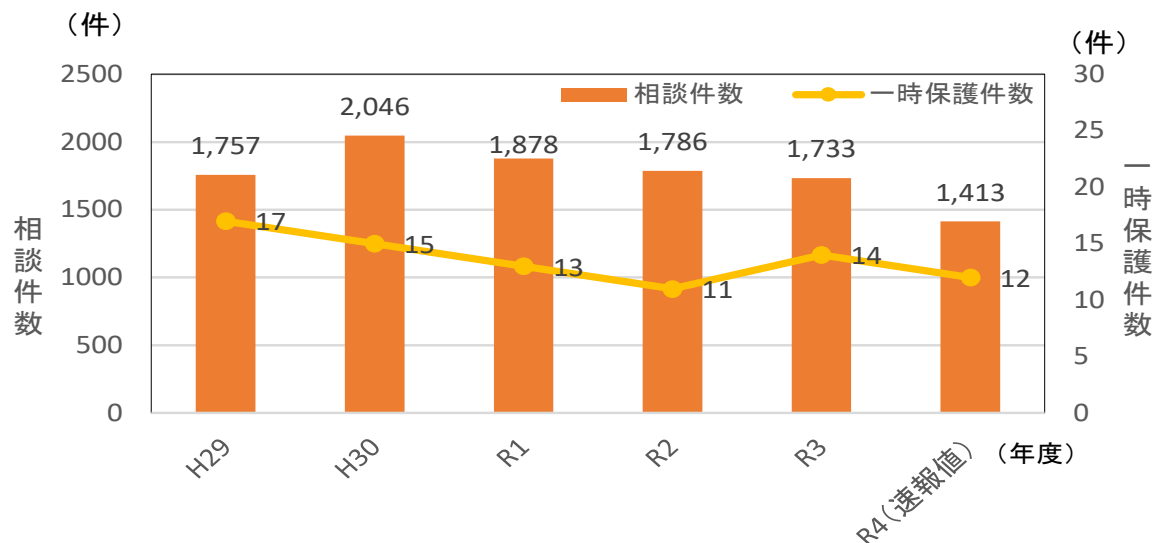


④ DV相談件数・一時保護件数の推移

こども女性相談センターが受付したDV（ドメスティック・バイオレンス）関連相談件数は、令和4年度（速報値）は1,413件で、令和元年度以降概ね減少傾向にあり、警察での相談対応件数はほぼ横ばいとなっています。

なお、DV被害者の一時保護件数についても、ほぼ横ばいとなっています。

【こども女性相談センターのDV関連相談受付件数・一時保護件数（徳島県）】



【県警察の配偶者からの暴力相談等対応件数（徳島県）】

H29	H30	R1	R2	R3	R4	(年)
405	432	504	438	485	441	(件)

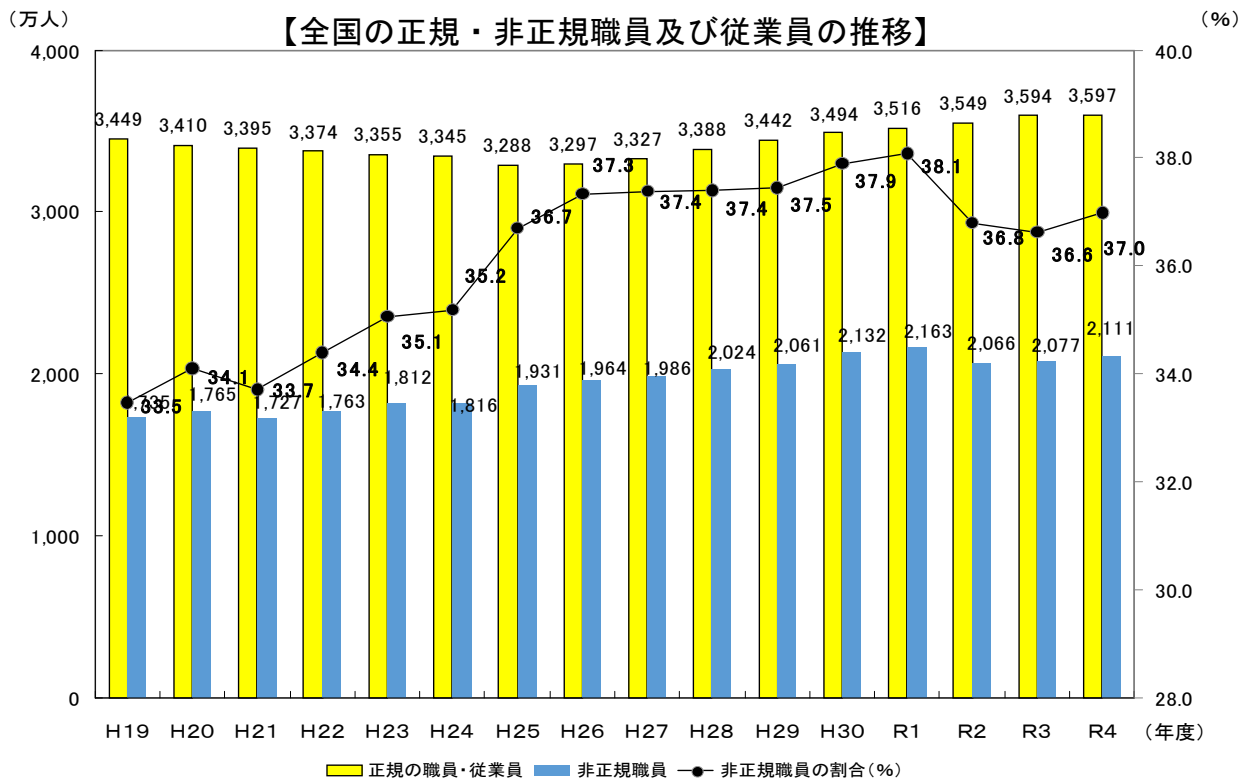
資料：徳島県警察本部「阿波の治安」

※対応件数は、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

(6) 社会経済の構造変化等による影響

① 正規職員・従業員及び非正規職員の推移（全国）

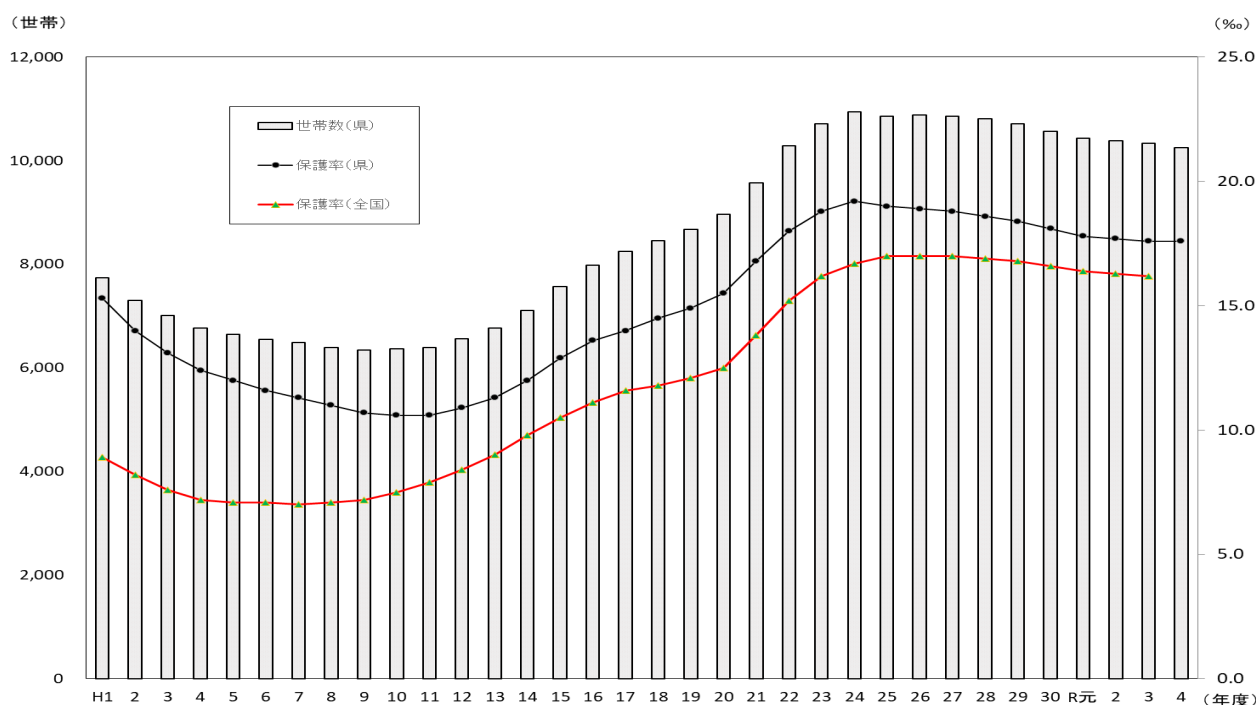
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から非正規職員・従業員数が大幅に減少した一方で、正規職員数については増加傾向にあります。なお、令和4年度には、非正規職員数は再び増加に転じています。



② 生活保護世帯数・保護率の推移

人口に対する生活保護の被保護実人員の割合である保護率は、昭和60年度以降は減少傾向にあり、その後、高齢化の進行や景気後退の影響などを受け、全国では平成7年度を、本県では平成10年度を底に増加傾向が続いていましたが、近年は微減からほぼ横ばい傾向となっています。

【生活保護世帯数及び保護率】



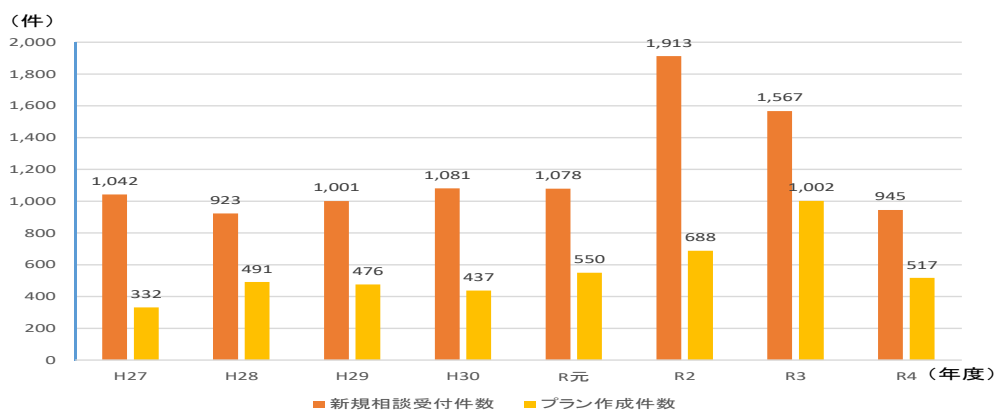
資料：徳島県統計書・被保護者調査（平成23年度までは「福祉行政報告例」）

※保護率（全国）の指標については、令和3年度まで

③ 生活困窮者自立支援事業の状況

県内における生活困窮者自立支援事業の新規相談受付件数は、新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢の悪化などにより、令和2年度は1,913件と、前年度に比べ約1.8倍に増加しました。令和4年度の新規相談受付件数は945件、支援プランの作成件数は517件であり、新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の水準となっています。

【県内の生活困窮者自立支援事業の状況】



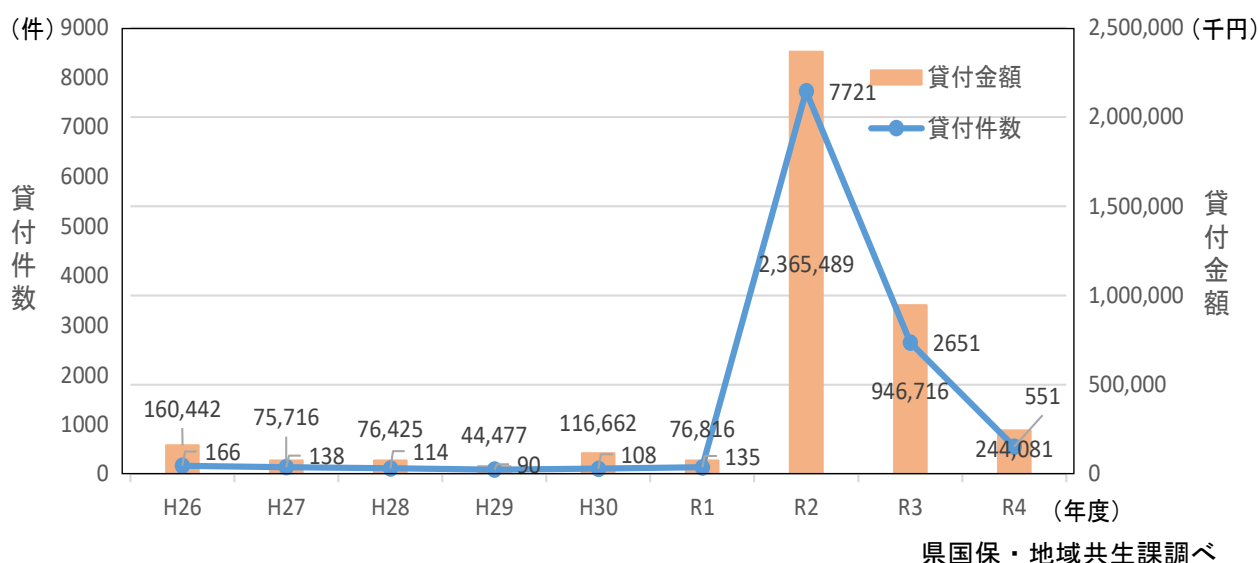
県国保・地域共生課調べ

④ 生活福祉資金貸付事業の利用状況

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯の当面の生活費を支援するため、令和元年3月に特例措置として、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の2種類の貸付制度が開始されました。

以降、令和2年度には貸付件数が7,721件、貸付金額が2,365,489千円とピークを迎えるなど、令和4年9月の特例措置制度終了時まで、生活に困窮されている方々への支援を行いました。

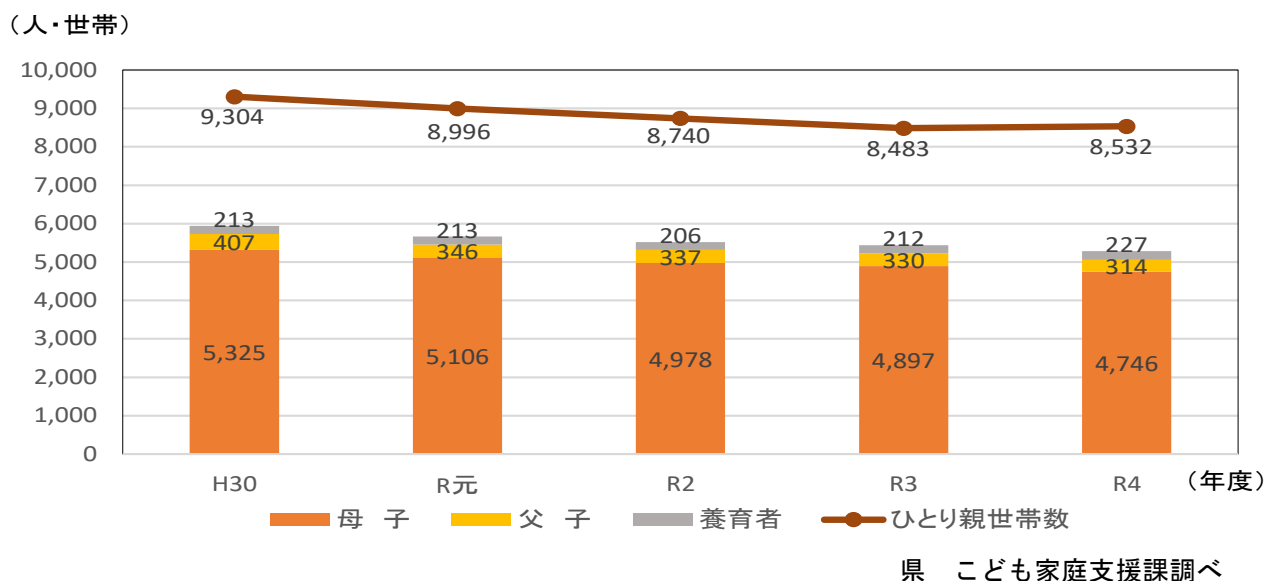
【生活福祉資金貸付事業の利用状況】



⑤ ひとり親家庭の生活状況

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当の受給者数は、ひとり親世帯数の推移と同様に、近年は減少傾向にありますが、県内受給者数は令和4年度末現在で、母子家庭が4,746人、父子家庭が314人、養育者家庭が227人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



⑥ 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移、自殺者の原因・動機別の状況

徳島県における自殺者数は、平成20年に202人と、自殺対策基本法が制定された平成18年以降で最多、自殺死亡率についても25.4と、最も高い数値となりました。

その後、平成26年まで自殺者数は概ね150人～180人前後で推移していましたが、平成30年に、自殺者数89人、自殺死亡率12.0と大幅に改善され、令和4年も自殺者数89人、自殺死亡率12.5となるなど、近年は減少傾向にあります。

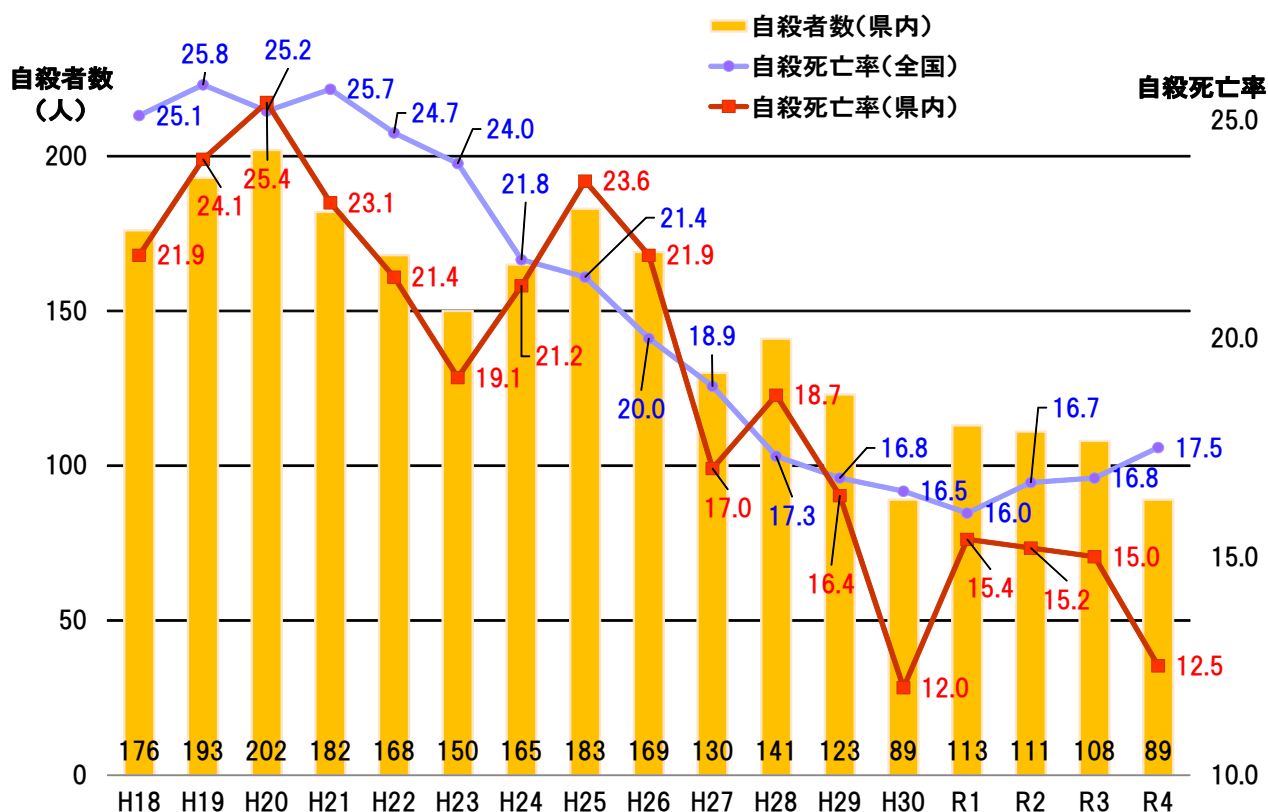
一方、令和元年から令和4年までの年齢別の自殺者数の推移を見ると、年によりばらつきはあるものの、各世代とも減少傾向にあります。

年齢別の自殺者数を構成比で見ると、ここ数年において、自殺者数に占める19歳以下の割合が大幅に減少しています。若年層に対して中・高齢者層が相対的に多くなっており、県における人口構成を反映した状況となっています。

また、原因・動機別自殺者数をみると、主な原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」となっていますが、自殺に至るまでには様々な要因が複雑に関係し、個人の問題として片付けられない社会的要因もその背景にあると考えられます。

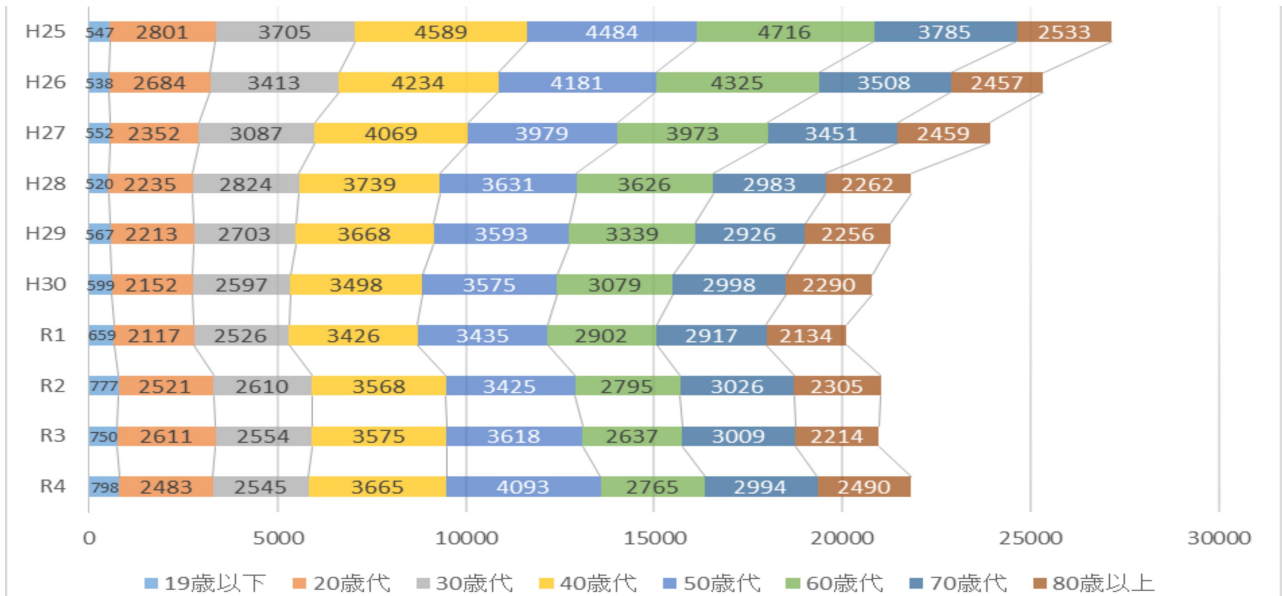
いまだ多くの方が自殺により自ら尊い命を絶っている状況であることから、引き続き社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

【自殺者数及び自殺死亡率の年次推移】

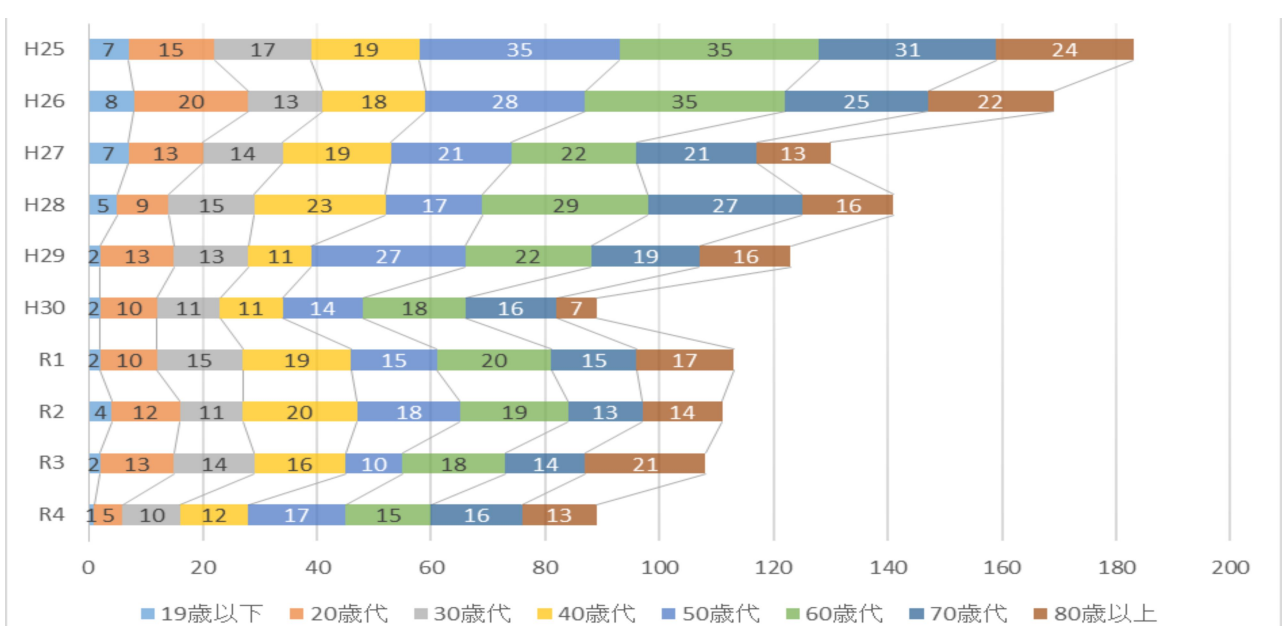


資料：警察庁「自殺統計」より

【年齢別階級別自殺者数推移（全国）】



【年齢別階級別自殺者数推移（徳島県）】



資料：「令和4年版自殺対策白書徳島県警察本部「自殺統計」より

【自殺者の原因・動機別の状況（件数）】

年度	原因・動機別									自殺者数 (人)
	家庭問題	健康問題	うち うつ病	経済・生 活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	
R1	5	36	12	9	4	5	2	2	61	113
R2	10	39	17	14	6	8	1	4	49	111
R3	10	40	21	8	3	4	2	5	52	108
R4	11	56	20	12	8	1	3	2	22	89
※参考 全国の状況 (R4)	4,775	12,774		4,697	2,968	828	579	1,734	2,717	21,881

資料：徳島県警察本部「自殺統計」より

※遺書等の自殺を裏付ける資料により特定できる原因・動機を自殺者一人につき4つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しません。

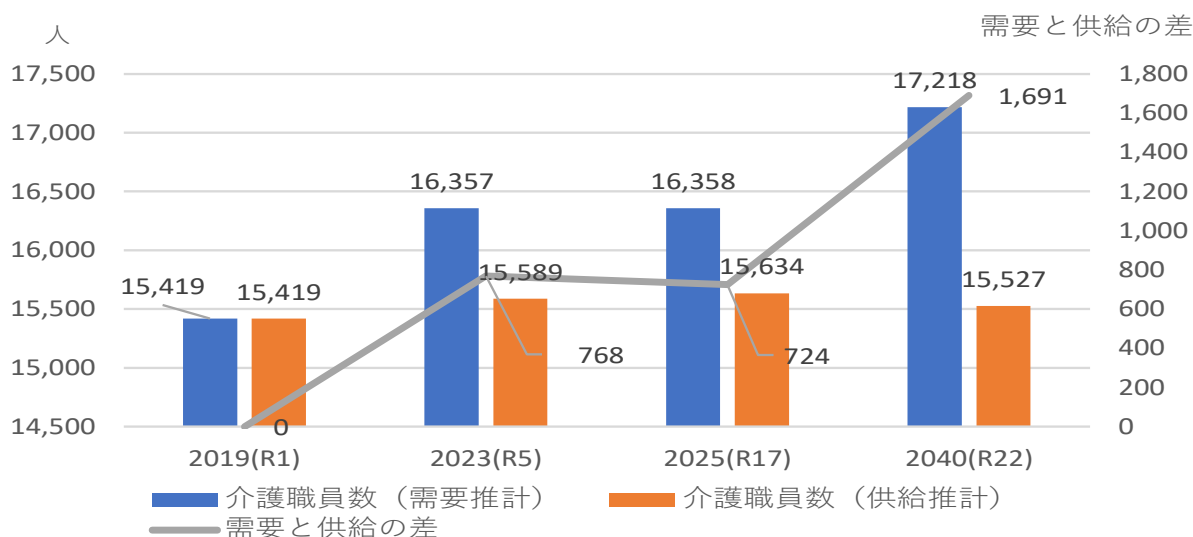
(7) 地域福祉の担い手の多様化

① 福祉・介護人材の需給推計

本県において将来必要となる介護職員数については、令和7年において16,358人、令和22年において17,218人と見込まれています。

一方、新たに入職される方や再就職される方など、供給可能な介護人材は令和7年において15,634人、令和22年においては15,527人であり、それぞれ724人、1,691人の介護職員が不足することが予想されています。

【徳島県における介護人材の需給推計】



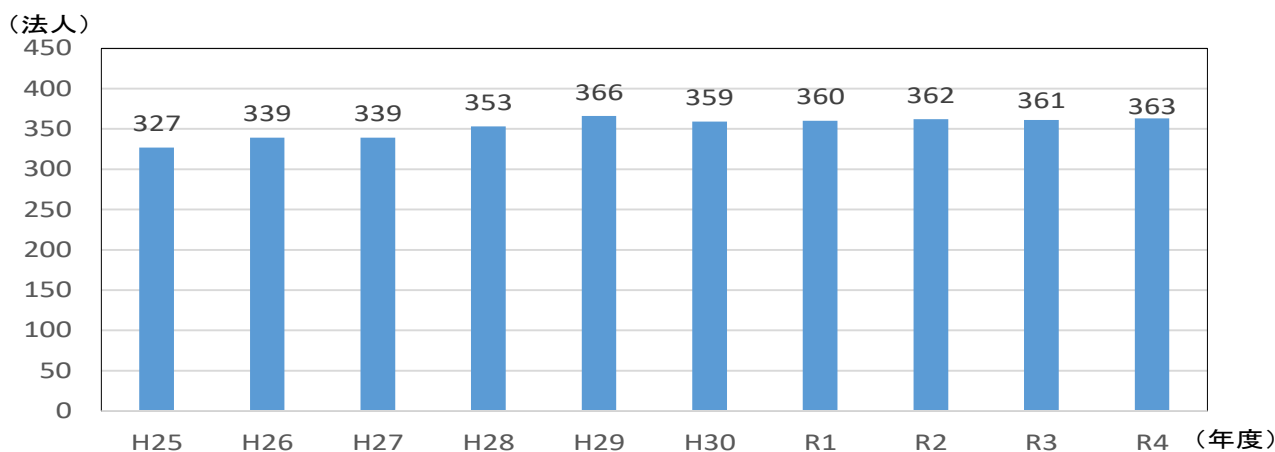
厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」

※今後の政策効果は見込んでいない。

② 県内のNPO法人数の推移

平成10年12月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行されて以降、県内で認証されているNPO法人（以下「NPO法人」という。）は年々増加し、近年は微増傾向となったものの、令和4年度末現在では363法人で平成29年度に次いで二番目に多い認証数となっています。

【県内のNPO法人数の推移】

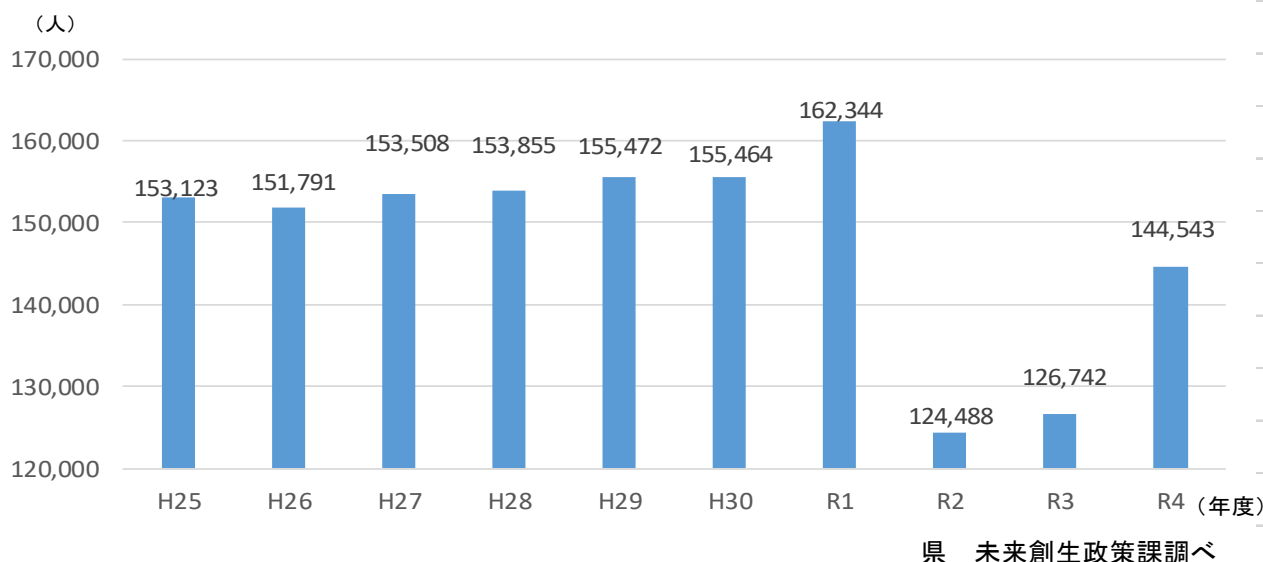


県 未来創生政策課調べ

③ ボランティア人口の推移

本県におけるボランティア・アドプト登録人口は、ボランティア意識の高まりにより年々増加していたところ、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動中止などにより減少していましたが、令和4年度には144,543人となり、以前の水準に戻りつつあります。

【ボランティア・アドプト登録人口】



④ 民生委員・児童委員の推移

本県における民生委員・児童委員の状況は、令和4年度末現在、定数2,022人に対し、現員数2,002人、充足率は99.0%となっています。またそのうち、主任児童委員は定数183人に対し、現員数182人、充足率は99.5%であり、全国と比べて高い充足率となっています。

【民生委員・児童委員の状況】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
徳島県	定数	民生委員・児童委員(人)	2,018	2,020	2,020	2,022
		うち主任児童委員	183	183	183	183
	現年度末	民生委員・児童委員(人)	2,000	2,012	2,007	2,004
		うち主任児童委員	183	183	183	183
全国	定数	238,445	239,467	239,497	239,514	Ⓔ
	現年度末	232,241	229,071	230,690	231,111	Ⓔ

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(8) 災害対策の必要性

① 社会福祉施設等の耐震化率

県内の社会福祉施設等の耐震化率は、令和4年3月31日現在で95.1%であり、高水準で推移しています。特に、老人福祉施設では97.5%と高い水準にあります。

【県内社会福祉施設等の耐震化率】

施設種別	R1年度 (R2.3.31) (%)	R2年度 (R3.3.31) (%)	R3年度 (R4.3.31) (%)	全棟数 (棟)	うち耐震化済 (棟)	未耐震化 (棟)
児童福祉施設等 (うち保育所及び幼保連携型認定こども園)	94.3 (97.1)	94.3 (97.1)	94.5 (96.4)	561 (222)	530 (214)	31 (8)
障がい者・児施設 (精神含む)	92.2	92.2	91.3	508	464	44
老人福祉施設 (介護含む)	97.4	97.4	97.5	1,105	1,077	28
その他保護施設等	88.2	88.2	90.2	51	46	5
計	95.4	95.4	95.1	2,225	2,117	108

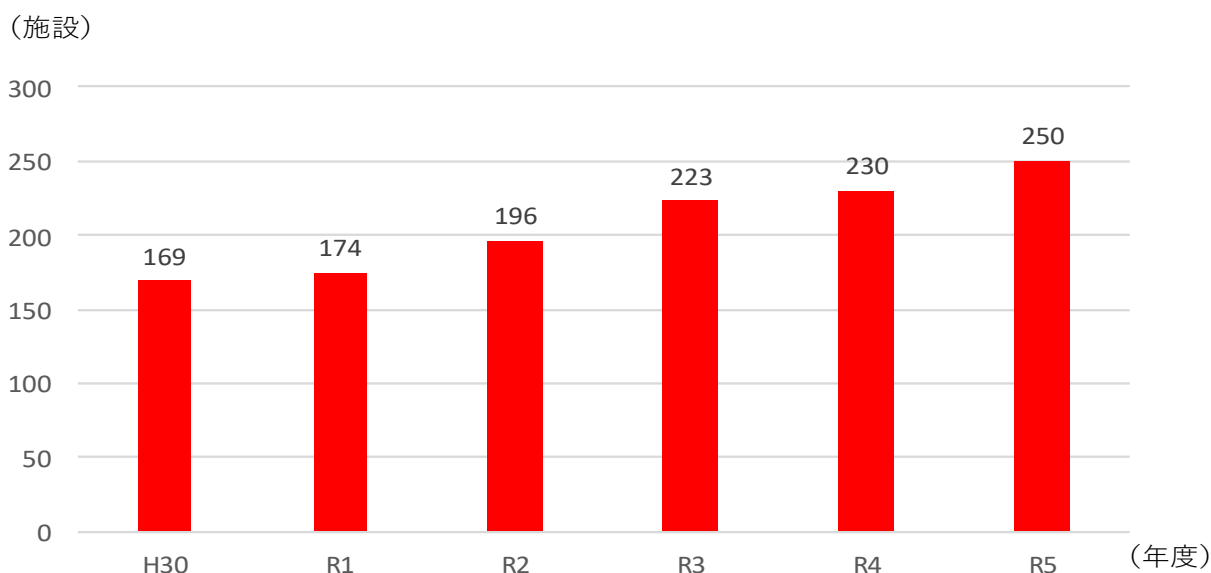
県国保・地域共生課調べ

※耐震化率 = (昭和57年以降に建築された棟数 + 耐震診断の結果改修不要棟数 + 改修済棟数) / 全棟数
(2階建て以上又は延べ面積200㎡を超える建物を対象)

② 福祉避難所の指定状況

本県における福祉避難所の指定状況は、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり等により、令和5年度には250施設となり、平成30年度の169施設から、約1.5倍に増加しています。

【県内の福祉避難所指定施設数】



県保健福祉政策課調べ

③ 避難行動要支援者名簿の作成状況

災害時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の避難支援、安否確認などの必要な措置を行うための基礎資料とするための「避難行動要支援者名簿」については、本県において、全市町村で作成済みです。

④ 個別避難計画の作成状況

避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとの、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）については、本県において、全市町村が作成に着手しています。

2 地域共生社会実現のための基本的な方向

(1) 地域福祉推進の目標

地域共生社会とは、制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものであり、これを目指すことで、よりよい未来へとつながっていくものと期待されます。

このことから、第4期計画においては、基本目標を次のとおり設定し、各種施策を推進します。

**「人」がつながり、「地域」とつながり、
「未来」へつながる地域共生社会の実現**



(2) 重点課題

「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現を目指し、地域における「自助」「共助」「公助」の重層的なサービスによるネットワークの確立を図るとともに、特に重点的に取り組むべき項目として「5つの重点課題」を定め、課題解決に向けた施策を推進します。

① 包括的・重層的な支援体制づくり

制度の充実や住民のニーズにそった利用を促進するとともに、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決し、「誰一人取り残さない社会づくり」の実現に向け、制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的・重層的な相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

また、まちづくりにバリアフリーやユニバーサルデザイン等の福祉の視点を取り入れることで、誰もが暮らしやすい社会づくりにつながることを期待されます。

② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

東日本大震災を契機に、地域の支え合い、「つながり」の大切さが見直され、地域に住む誰もが社会的に孤立することなく、互いに見守り、支え合う福祉コミュニティの形成が求められています。

また、子どもや高齢者、障がい者など、様々な方が地域で「つながり、見守り、支え合う」ことができる居場所づくりを推進することは、地域社会における「共生」の実現に向け重要になってきます。

③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

福祉サービスの利用者や複雑・多様化する地域生活課題を抱える住民が、住み慣れた身近な地域で安心して暮らすことができるよう、地域におけるトータルケアシステムや重層的なセーフティネットの構築を通じて、本人の希望に寄り添った福祉サービスを提供する必要があります。

また、認知症や精神障がい者の方等を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制を構築するとともに、利用者がサービスを選択するに当たり、適切な判断ができるような仕組みづくりや、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

④ 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進していく上では、地域住民の一人ひとりがその担い手であるという意識を持ち、福祉に対する正しい理解を持つことが重要です。

また、業務の魅力発信や、関係機関との連携によるマッチング推進により、福祉サービスを提供する専門的な知識、技能を有する人材の養成、確保に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりを推進することが求められます。

複雑化・多様化する地域ニーズに対応するため、福祉サービスの担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織が地域福祉活動に参加し、「地域全体で地域を支える」仕組みづくりが重要になります。

⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」といった大規模災害により、多くの尊い命が失われました。近年は、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨などの異常気象が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

本県では、「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」発生の懸念が高まっています。

特に「南海トラフ巨大地震」では、地震発生の可能性が相対的に高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」（以下、「臨時情報」という。）の発表が想定されることから、この情報を活用するとともに、大規模地震発生に備えた実行力のある「防災・減災対策」が求められます。

大震災等の教訓を踏まえ、災害時における避難行動等に支援を必要とする高齢者や障がい者の方々への支援や要配慮者が安心して避難できる福祉避難所の整備、広域的な支援体制の構築等を通じて、地域で災害を迎え撃つ「災害に強い福祉のまちづくり」を推進することが重要です。

Ⅲ 地域福祉推進の支援施策

「人」がつながり、「地域」とつながり、
「未来」へつながる地域共生社会の実現



重点課題① 包括的・重層的な支援体制づくり

- (1) 複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築
 - ① 地域におけるトータルケアシステムの構築
 - ② 包括的に対応できる体制の整備
- (2) 誰一人取り残さない社会づくり
 - ① 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)に向けた取組
 - ② 重層的セーフティネット機能の構築
 - ③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

重点課題② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

- (1) 関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進
 - ① 住民参加活動の促進
 - ② 民生委員・児童委員活動の充実
 - ③ 主任児童委員活動の充実
 - ④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援
 - ⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進
 - ⑥ 福祉関係団体との連携
- (2) 地域と連携した居場所づくりの推進
 - ① 地域福祉活動の推進
 - ② 地域における見守りの推進

重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

- (1) 支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築
 - ① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実
 - ② 苦情解決体制の整備
 - ③ 支援を必要としている方に寄り添った支援の実施
- (2) 福祉サービスの質の向上への取組
 - ① 福祉サービス評価の推進
 - ② 法人等の情報開示の促進
 - ③ 指導監査等の充実

重点課題④ 地域福祉の担い手づくり

- (1) 福祉意識の普及啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上
 - ① 福祉人材の養成・定着・確保
 - ② 福祉人材センターの活用
 - ③ 福祉人材の資質向上
 - ④ 福祉現場の就業環境の向上
- (4) ボランティア・NPO育成と活動支援
 - ① 活動支援拠点の機能充実
 - ② ボランティアの育成
 - ③ 手話通訳者等の養成・確保
- (5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり
 - ① 地域福祉活動を推進する人材の育成
 - ② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

- (1) 社会福祉施設等の対策
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 支援を必要とする方に係る情報の整備
- (4) 避難行動要支援者に対する個別避難計画
- (5) 福祉避難所の設置・運営
- (6) 災害ボランティアセンターの体制整備
- (7) 被災者見守り・相談支援の実施に向けた包括的体制構築
- (8) 「災害時コーディネーター」による応援体制の拡充
- (9) 広域的な支援体制の整備

重点課題① 包括的・重層的な相談・支援体制づくり

【現状と課題】

1 複合的な課題等に対する支援について

公的福祉サービスについては、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等福祉の分野ごとに制度の充実が図られています。

一方で、生きづらさや心理的困難、孤独・孤立の問題等、制度の対象とならないものや介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）など、地域住民が抱える複雑で多様な課題は一つの制度での解決が難しく、制度の充実だけでは十分ではありません。

地域福祉の推進に当たっては、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、生活に密接に関連した分野との連携を図ることにより、はじめて地域住民の課題を包括的に解決することが可能となります。各分野の施策を推進するうえでも、より高い効果が期待できる場面も多いと思われることから、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取組を進めていく必要があります。

市町村においては、制度や分野ごとのサービスをどのようにつなぎ、支え合う仕組みをつくるか、公的制度と住民同士の支え合いやボランティア等をどのように組み合わせるのか、また、専門職による多職種連携をどのように活かしていくか等、情報や課題の共有を図り、地域の実情に応じて、縦割りではなく、制度や分野を横断して丸ごと受け止める総合的・重層的な支援体制の整備が求められています。

2 福祉サービスの充実について

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、生活を送る上で発生する様々な課題を解決するため、高齢者や障がい者、子育て世帯等が、それぞれの状況に応じて、多様な福祉サービスを適切に活用できる環境づくりが求められています。

また、複雑多様化する福祉ニーズに対応するためには、医療、介護、生活支援等の個別サービスの充実に加え、利用者の状況に応じて、必要なサービスが一体的、重層的に提供されるよう、各サービスの提供機関が連携し、地域における福祉サービスの充実を、より一層図っていくことが重要になってきます。

加えて、高齢者や障がい児者など多様な利用者に対して、福祉サービスを総合的に提供したり多機能型のサービスを提供することや、同一事業所で一体的にサービスを受けやすくする「共生型サービス」等の分野横断的な福祉サービスの整備を進めていく必要があります。

【主要施策】

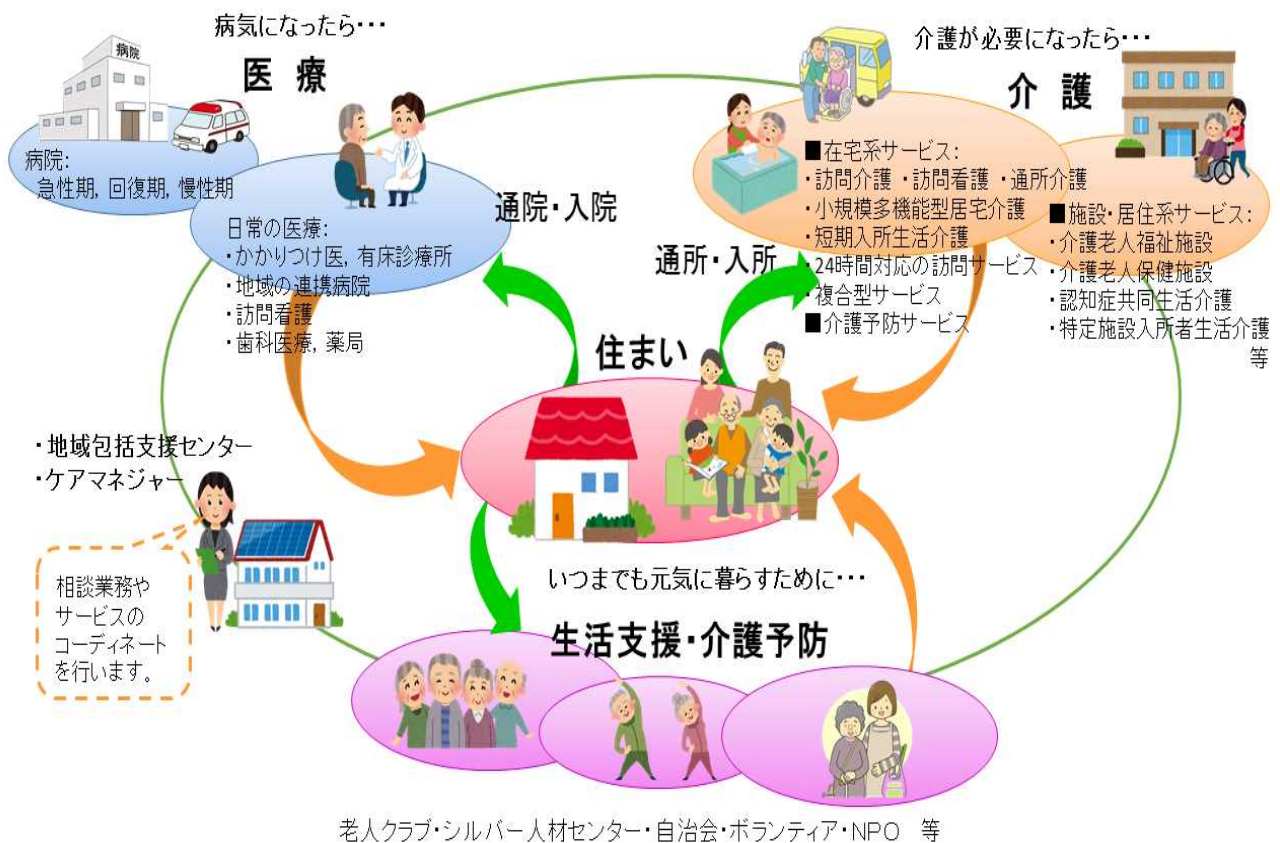
(1) 複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築

① 地域におけるトータルケアシステムの構築

<高齢者への支援>

- 人口減少や単身高齢者世帯の増加などにより、高齢者の地域での孤立が大きな課題となっています。
地域社会の様々な分野で、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、高齢者が、これまで培った知識、経験、能力を活かし、生涯にわたり健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、取組を推進します。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を支援します。

(地域包括ケアシステムのイメージ)



出典:厚生労働省

＜障がい者等への支援＞

- 障がい者が自立し、社会参加をしやすくするためには、必要な情報の取得やコミュニケーション手段が確保されなければなりません。
このため、障がい特性に配慮した情報提供や点訳・音訳・手話等によるコミュニケーション手段の提供体制の充実に努めます。
- 障がい者が県内外において移動する際に必要なガイドヘルパーなどのサービスを受けることができるよう、情報提供を行うとともに、障がい者の移動手段の確保に努めます。
- 市町村の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等に対し研修等の支援に努めます。
- 家庭事情や住宅事情等の理由で日常生活の援助を必要とする障がい者を支援するため、また、地域での生活を希望する施設入所者や精神科病院入院者の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備が促進されるよう配慮します。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するためには、就労対策が重要となります。障がいのある人の職業的自立を促進するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就業支援と生活支援を総合的に実施することにより、就業の一層の推進と雇用の安定に努めます。
- 障がい者が高齢者のお宅を訪問し、就労支援施設で作ったお弁当やパン、地域で調達した日用品等のお届けをはじめ、見守り活動を行う「障がい者がつなぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」等の取組を通じて、障がいのある方に「支える側」として社会貢献をする喜びを得ていただくとともに、就労製品の販路拡大による工賃アップを目指します。
- 障がい者が、その人らしく社会生活を送ることができる地域社会の実現に向け、関係機関が協力・連携し、周囲の正しい理解と支援に積極的に取り組みます。
- 発達障がい児者の「乳幼児期」「就学期」「成人期」それぞれのライフステージに応じた支援施策の充実に努めるとともに、進学時や就職時等に支援の切れ目が生じないように、関係機関の連携を強化します。

「乳幼児期」には、早期発見・早期支援に向け、健康診査の充実に努め、支援者の専門性や対応力の向上を図るとともに、ピアサポートやペアレントトレーニングをはじめとする保護者支援の充実に努めます。

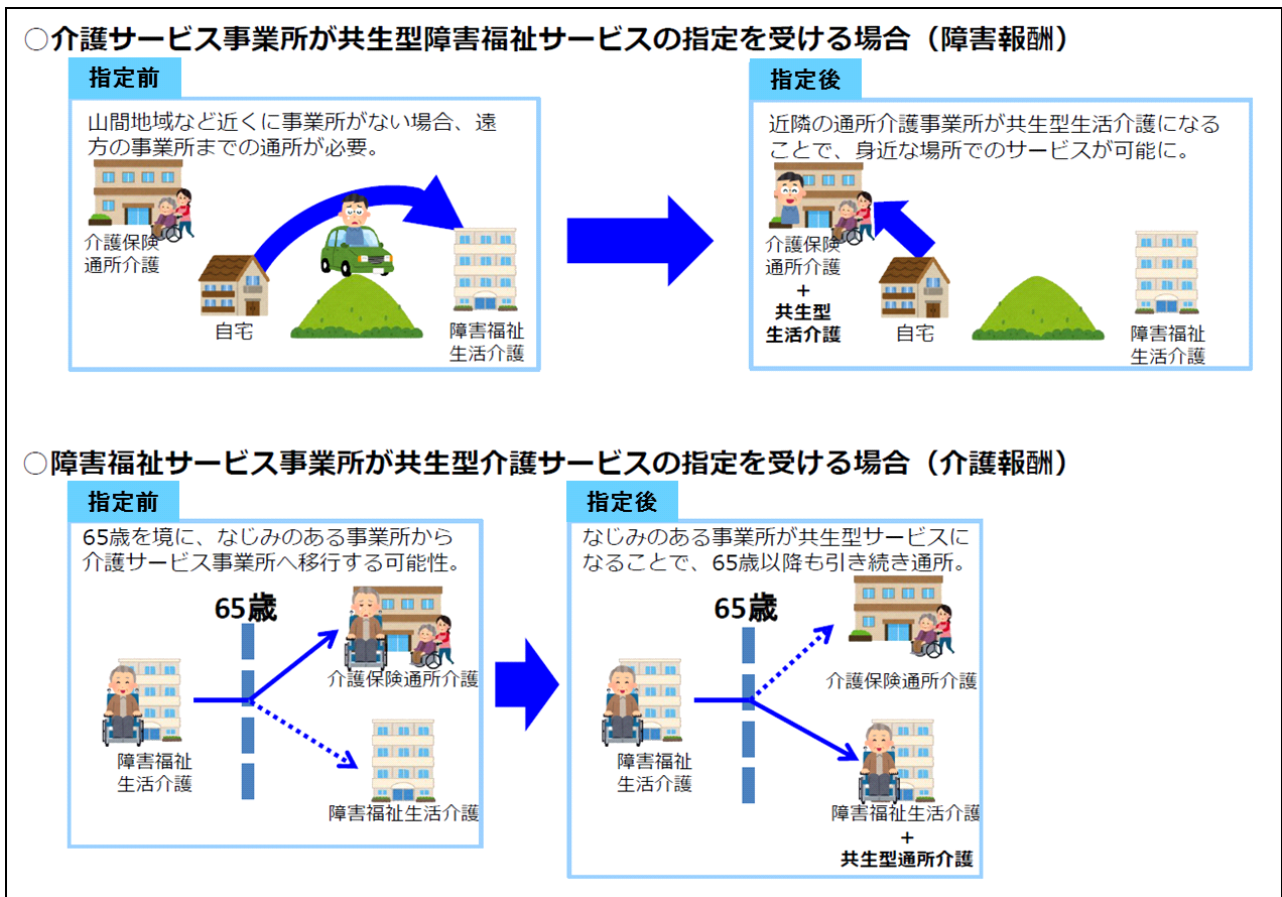
「就学期」には、特別支援学校の児童生徒が活躍できる地域貢献活動の実施や、企業や福祉施設等と連携したキャリア教育の推進等、地域と一体化した教育活動を促進することで、地域の支援力の向上に努めます。

「成人期」には、就労や社会参加に向け、高等教育機関や労働関係機関との連携強化、自己理解の促進や就労準備支援の充実に取り組み、職場定着支援の強化や、企業に対する理解の促進にも積極的に取り組みます。

<高齢者・障がい者等への共生型サービス>

- 共生型サービスは、平成30年に「介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる」、または「障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる」ことを目的とした指定手続きの特例として設けられています。
- 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応するとともに、人口減少社会でも、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保が行えるよう、制度概要や申請手続き方法等の情報を周知していきます。

(共生型サービスの概要)



資料（抜粋）：厚生労働省

＜こどもまんなか政策＞

- 様々な子育て支援策に関しては、保護者の就労状況に関わらず、分け隔てなく、ライフステージに沿って支援を行い、「すべての子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが必要です。また、行政はもとより、企業、地域社会、家庭などすべての人が、こどもや子育て中の方々への関心や理解を深められるよう支援することが求められています。

このため、幼児教育・保育の質の向上や子育て家庭のニーズに応じた多様な保育など市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実を支援するとともに、家庭の経済的・心理的負担感の軽減や、「徳島県子育て総合支援センターみらい」を中心として、市町村、関係団体と連携し、すべての人が子育てを応援する取組を支援します。

- 次代を担うこどもたちの明るい未来のために、全ての家庭で安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、市町村との緊密な連携の下、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、質の高い教育・保育の提供等、地域における子育て支援の充実を図ります。

- こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、貧困の状況にあるこどもの学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援や経済的支援等に取り組みます。

- ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と向上を図り、そのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭等への支援体制を充実し、その自立に向けた支援に取り組みます。

＜妊産婦への支援＞

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、女性の社会進出等により妊産婦を取り巻く環境は変化し、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増えてきています。このため、こどもが健やかに生まれ育つための環境を整備することが重要な課題となっています。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸造するために、各地域の特性に応じた支援体制の整備を図ります。

- 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心してこどもを生ま育てることができ環境づくりの推進を図ります。

- 支援を必要とする妊産婦を早期に発見し、安心して産み育てられる環境整備のため、市町村が実施する妊婦・乳幼児健診、保健指導、妊産婦・新生児訪問指導など、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談でき、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援が各地域において格差なく適切に行われるよう、市町村母子保健事業の促進を図ります。
- 若年層における望まない妊娠や性感染症の増加、結婚・妊娠・出産年齢の上昇に伴う不妊や不育症に悩む方の増加など、近年、幅広い年齢層に対する支援が求められています。希望する妊娠・出産を実現するためには、男女問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の推進が重要であるため、保健所等で実施する相談窓口やライフプラン教育による知識の普及啓発を促進します。
- 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等治療費、不妊に関する検査費、こどもの医療費等に対し助成を行い、安心・安全な妊娠・出産・子育ての推進を図ります。

<難病患者への支援>

- 難病患者の多様なニーズに応じた支援のために、難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院での専門医療相談、患者支援団体による当事者相談、保健所での地域密着型相談、県庁での総合調整型相談からなる4つの相談機能の連携強化により、医療費助成や生活等の支援に関する情報提供を行って参ります。
- 徳島労働局と連携し、難病患者の各疾病の特性に応じた就労支援を行い、社会参加へとつながる支援を図って参ります。
- 平成30年度より、徳島大学病院を難病診療連携拠点病院、国立病院機構徳島病院を難病診療分野別拠点病院として指定し、従来からある難病医療協力病院（現在12医療機関）と連携するとともに、できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療体制の整備や入院治療が必要となった難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるように地域の医療機関の連携による難病医療体制の充実・強化を図って参ります。

<がん患者への支援>

- 「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会」の実現を目指し、がん検診やがん医療に携わる者の知識・技術向上や医療機関の体制整備・強化を図るとともに、がんに関する情報発信やがん患者や家族からの相談支援、緩和ケアの推進を図ります。
- 小児・AYA世代のがん患者等に対し、将来子どもを授かることができる可能性を温存するための妊孕性温存療法等に要する費用の一部を助成し、希望をもってがん治療等に取り組めるよう支援します。

＜医療的ケアを必要とするこどもへの支援＞

- 未熟児や結核児童、身体に障がいのある児童が適切な医療を受け、充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、医療費等の助成を行います。また、そうしたこどもの疾病を早期発見・早期治療できるよう、市町村等と連携し支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で安心した生活を確保できるよう、ワンストップで相談支援や情報提供等を行うなど、徳島県医療的ケア児等支援センターを核とした支援体制の構築を推進します。

＜外国人への支援＞

- 在県外国人支援や国際交流等の多様なニーズに対応する「ワンストップ情報受発信拠点」である「とくしま国際戦略センター」において、多言語相談員や4者間電話通訳システムによる多言語相談窓口の設置、生活情報や災害情報などの多言語発信、日本語教室開催による日本語教育支援等、外国人の受入環境の整備に取り組みます。
- 災害時の通訳や日常生活の支援を行う専門ボランティアを登録・養成するとともに、外国人の地域活動や大規模災害を見据えた災害訓練への参加促進に向けた取組を進めます。また市町村や関係団体と連携し、外国人支援に携わる人材・団体の育成やネットワークの強化を図り、外国人が暮らしやすい多文化共生社会に向けた地域づくりを推進します。

＜精神障がい者への支援＞

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図るため、保健・医療・福祉による協議の場の設置、市町村等の関係職員に対する研修の実施など、関係機関の連携体制の強化に努めます。
- 地域移行を推進するため、関係機関と連携し、入院者の早期退院に向けて、現在養成しているピアサポーターを活用した包括的な相談支援体制を強化するとともに、地域住民に向けて、パンフレット配布や出前講座等の啓発活動を実施し、精神障がいに対する理解促進を図ります。

② 包括的に対応できる体制の整備

- 分野別の制度や携わる「ひと」と「資源」をつなぎ、分野を超えた横断的な支援体制の構築を図ります。
- 市町村において実施する、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業「重層的支援体制整備事業」を推進します。
- 市町村における「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた移行準備が円滑に行えるよう、包括的な支援体制の整備に向けた後方支援を実施します。



出典：厚生労働省

- 高齢者の分野では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を支援するとともに、障がい者、生活困窮者等、他の福祉分野においても一体的な取組を支援します。
- 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、自立相談支援機関等において、専門的な立場からの相談に加え、複合化・複雑化する課題に対応できる専門員等の研修を実施し、スキルアップを図ります。
- 住民の個別支援や地域活動支援等行う「コミュニティソーシャルワーカー」の養成を支援し、地域福祉を推進します。

(2) 誰一人取り残さない社会づくり

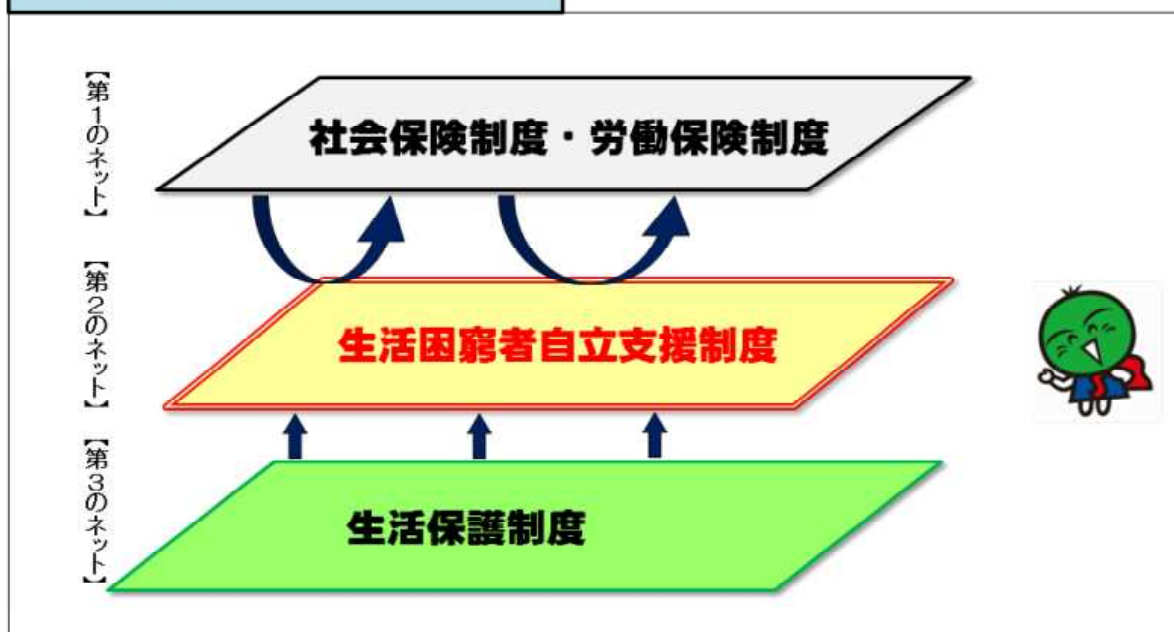
① 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）に向けた取組

- 「孤独・孤立」や「生活困窮」、「ひきこもり」などコロナ禍後に顕在化している社会のリスクに官・民挙げて対応するとともに、「持続可能性の高い地域づくり」へとつなげるため、各種プラットフォームを通じた民間団体との協働を積極的に進めます。
- 令和5年度改定予定の「徳島県自殺対策基本計画（第3期）」に基づき、「すべての人のいのちを守る”生き心地のよい徳島”の実現」を目指して、自殺対策を推進します。
- 自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関・団体により構成される「徳島県自殺対策連絡協議会」（平成18年設置）や庁内横断的組織である「徳島県自殺対策推進本部」（平成21年設置）を中心に、市町村、関係機関、民間団体、学校その他の関係者が、相互に有機的な連携を図り、県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。
- 全ての県民が心の健康の大切さの理解を深め、正しい知識を持つことにより、「社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る」という姿勢で各種の普及啓発活動を積極的に実施するとともに「心のサポーター養成」や「地域における心の健康づくり」を推進します。
- 「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育、ひきこもり対策といった若年層の自殺防止に係る取組の充実を図ります。
- 関連する分野の相談体制の整備や関係者の人材養成、連携体制の充実を図るとともに、うつ病の方をはじめとする自殺の危険性の高い人への対策を強化します。
- 刑または保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている方のうち、高齢又は障がいのため、釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後に行き場所がないなど、必要な福祉サービスを受けることが困難な方に対し、地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携して、釈放後から福祉サービスを受けられるよう支援等を行います。

② 重層的セーフティネット機能の構築

- 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方の下、生活保護の適正実施に努めるとともに、ハローワークと福祉事務所が一体となって、稼働年齢層（15歳～64歳）の生活保護受給者の就労促進を図る生活保護受給者等自立促進事業を推進します。
- 生活保護受給者や、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ「第2のセーフティネット」として、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため制定された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯が必要に応じて活用でき、多重債務の未然防止や生活保護に至らないためのセーフティネット機能の役割を果たすため、生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図ります。また、生活困窮者自立支援制度の利用が必要である場合など、相談者の状況等に応じて、両制度間で連携を図り情報共有をすることで、利用者の負担軽減とともに、効果的な運用を図ります。
- 生活困窮者が生活保護受給に至る前の段階で、早期自立に向けた支援を行う「第2のセーフティネット」として、自立相談支援事業をはじめ、家計改善支援事業、就労準備支援事業の各種事業を推進するとともに、住居確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 貧困による希望の格差を解消し「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護家庭をはじめとした生活困窮家庭へのサポートとして、「家庭訪問による相談事業」や子どもに対する「学習の支援」「高校進学後の中退防止相談」を実施し、家庭の生活改善及び子どもの高校進学・健全育成に取り組みます。

重層的セーフティネット イメージ図



- 住宅確保要配慮者の増加・多様化が進む中、居住の安定を確保するため、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の的確な供給に加え、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）に基づく住宅（セーフティネット住宅）等の供給促進を一体的に進めます。また、空き家等の民間の住宅ストックも有効に活用しながら、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を推進します。

③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成19年徳島県条例第14号）に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。
- 県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組を実践します。
また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組について表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。

- 障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いす使用者等のマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進します。

また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用（令和5年11月1日現在42府県）により、利便性の向上を図ります。



- 行政機関の窓口においては、障がい者への理解を促進し、合理的配慮の提供に係る指導や情報提供を積極的に行う際にはアクセシビリティへの配慮に努めるなど、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。
- 安全に安心して生活できる住環境の整備を促進するため、県営住宅を新たに整備する際には、ユニバーサルデザインを原則とするとともに、既存の県営住宅のバリアフリー化改修を推進します。
- 住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、セーフティネット住宅の登録の促進や登録住宅の設置者等に対する指導監査を行います。

重点課題② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

【現状と課題】

1 住民等の参画による地域づくりについて

「地域の暮らし」は、家族同士の助け合いや地域住民のつながりにより支えられてきたところですが、少子高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、人と人とのつながりが弱まり、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの生活課題が浮き彫りとなっています。こうした状況は、都市部に限らず、過疎地域においても同様で、地域社会の維持さえ難しい状況になっています。

こうした中、複雑で多様な課題の解決に向けては、ため息を聞き漏らすことなく、地域で生活する人にしか見えないニーズを捉えるため、公的制度の充実に加え、人と人とのつながりを育み、支え合う取組を推進することが重要です。

また、人と人との関係は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるものではなく、ある時は「支え手側」、ある時は「受け手側」として相互に支え合うものであり、年齢や性別、国籍、障がいの有無等を問わず、それぞれが能力を発揮できる「ダイバーシティ」の考えのもと、多様な人材の参画を促進し、地域における「きずな」を確保し、地域住民等による「互助」の力、地域力の向上に向けた取組を推進する必要があります。

様々な課題は、地域を知り、地域の強みをどう活かしていくか、創造的な解決を図る機会となり、就労・活躍の機会を提供する資源ともなります。

地域の課題解決の鍵は地域にあり、そこに集う住民やボランティア、NPO法人、自治会・町内会等、多様な主体が参画し、「どのような地域に住みたいか」共に考え、地域生活課題の把握・解決を試みる仕組みづくりが必要です。

2 住民参加活動について

社会・経済活動の基盤である「地域」には、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会・町内会等、老人クラブ、ボランティア団体、企業等様々な団体が多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

一方で、自治会・町内会等では、参加率の低下や担い手の高齢化等による活動の停滞が懸念されており、ボランティア団体の活動支援や地域活動への参画が難しい方との新たな関係の構築、さらには高齢者や障がい者の社会参加の促進等が求められています。

3 地域における居場所づくりについて

地域・家族や日常の様々な場面における人々のつながりの変化を背景に、いくつかの分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題などが表面化しています。そうした中、世代や属性を超えて、「つながり・支え合い」のある地域共生社会を実現するためには、様々な人々が交差する「居場所」づくりの推進が重要になります。

【主要施策】

(1) 関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進

「地域住民等」とは、地域住民だけではなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町内会等、婦人会、ボランティア等地域に関わる幅広い関係者が含まれ、これまでも、様々な活動が実施されています。

活動が地域に根付いていくことは、地域の現状や将来に関心を持つきっかけとなり、課題解決の糸口となります。

① 住民参加活動の促進

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークが機能するように支援し、その活用を図ります。
- 地域福祉を推進する大きな柱である「地域福祉支援計画」は、市町村が地域で行う取組の方向性や基本的な考え方を示したもので、住民や福祉関係者等の参画により、地域の生活課題を把握し、どのような支援が必要か、関係者の創意と工夫により具体化するなど策定のプロセスを活用することが有効であり、市町村が実施する福祉施策の推進や計画策定等を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の充実

- 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、行政とのつなぎ役として住民に寄り添い、地域住民個々の福祉ニーズに応じた、効果的な助言やサービス利用につなげていくなど重要な役割を担うことが期待されています。福祉事務所などの関係行政機関の業務への協力、社会福祉施設等の関係機関や団体との連携の強化を図ります。
- 相談内容が多様化・深刻化する中、民生委員・児童委員がよりの確な相談・援助が行えるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修の充実を図ります。
- 高齢化等に伴う担い手不足への対応として、民生委員OBによる現任者の活動支援や次代の民生委員を育成するための啓発・広報等による活動力の強化を図るとともに、地域や住民とのつながりづくり及び民生委員業務への認知度向上のため、消費活動や防犯対策等、多様な啓発活動を通じた地域との「関わりしろ」の拡大を図ります。

③ 主任児童委員活動の充実

- 主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助及び協力を主な職務としています。
地域担当の民生委員・児童委員を援助しながら深刻化している児童福祉問題に取り組めるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修を充実します。

④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

ア 県社会福祉協議会への支援

県社会福祉協議会は、広域的見地から、社会福祉事業の実施、住民等への社会福祉活動に関する啓発や参加の促進をはじめ、福祉人材の養成・確保や権利擁護の推進など、市町村社会福祉協議会や福祉関係者と連携を図りながら、本県の地域福祉を推進していく中核的な担い手としての役割を果たしています。

これまで、高齢者・児童・障がい者福祉等、地域福祉を推進するとともに、日常生活自立支援事業や運営適正化委員会など、福祉サービス利用者の保護に関わる事業等に積極的に取り組んできました。中でも、ボランティア活動は、徳島で生まれた「善意銀行」が礎となり、本県のボランティア活動に大きく寄与しています。

既存の制度だけでは対応できない社会的孤立など、複雑化する福祉課題に向け、生活福祉資金等貸付事業や生活困窮者自立支援事業をはじめとする諸事業をより効果的に実施し、セーフティネットの一翼を担うとともに、社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化を見極めつつ、社会福祉に関わるさまざまな施策や制度を、当協議会活動にいかにつなげ、効果的に実施していくかが一層重要となってきます。

さらには、地域住民等の新たな支え合いの仕組みを構築していくため、福祉関係者や住民ボランティアなどと協働し、より専門性の高い事業を展開していくことが期待されています。

- 市町村社会福祉協議会や社会福祉法人・福祉施設、多様な機関等と協働し、各地域における包括的な相談・支援体制の構築に向けた取組や諸活動が円滑かつ効果的に実施されるよう支援します。
- 福祉・介護人材の確保や資質向上をはじめ、社会福祉関係団体との連携、適切な福祉サービス利用のための情報提供などにより、県社会福祉協議会が本県の地域福祉を強力に推進できるよう、その体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

- 大規模災害の発生が予想される本県において、災害時の生活支援活動が円滑に実践できるよう、平時から、安心・安全なまちづくりの推進体制の構築を支援します。

イ 市町村社会福祉協議会への支援

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、住民にもっとも身近なところで地域福祉を推進する団体として、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために各種福祉サービスを実施するほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有し、多くの方々と協働を通じて地域の最前線で活動しています。

制度に基づく福祉サービスとしては、「生活困窮者自立支援事業」や「日常生活自立支援事業」、「生活福祉資金貸付事業」等の利用に関する相談及び利用手続、訪問介護や配食サービスなどがあり、制度に基づかない取組としては、地域のボランティアやNPO等と協力して行う社会活動のほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、さらには、小・中・高・特別支援学校における福祉教育の支援等広範にわたり、地域の福祉活動の拠点として重要な役割を果たしています。

一方、過疎化・少子化が進行する中、地域力の低下を防止するため、住民の身近な圏域である小地域において、きめ細かな福祉活動の推進や地域の活性化を図っていくことが重要となっています。

複雑化する福祉課題への対応に、自らの民間性や先駆性を活かしながら、地域の取組にも積極的に関わる中で真のニーズを把握していくとともに、地域のあらゆる社会資源を調整し的確につなげていくなど、地域福祉推進の中心的な担い手としての活動が一層期待されています。

- 行政計画としての「市町村地域福祉計画」と整合して、地域住民等の活動計画としての「地域福祉活動計画」が策定されるよう、市町村社会福祉協議会を支援します。
- 地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談対応などの個別支援及び生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援など、地域における福祉のきずなを強めるための活動を行う市町村社会福祉協議会職員のスキルアップに向けた取組を行います。
- 市町村及び徳島県社会福祉協議会と連携し、「地域包括ケアシステム」をはじめとした重層的支援体制の構築を支援します。

⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。
各法人がその専門性と信頼を生かしながら、創意工夫をこらし、地域の多様な福祉ニーズに対応した公益的な取組が推進できるよう支援します。

⑥ 福祉関係団体との連携

- 地域福祉の向上には、日頃から地域福祉の推進を目的とする徳島県共同募金会や徳島県福祉基金などの団体や、障がい者や高齢者等の社会的な支援を必要とする人やその家族が組織する当事者だからこそ提案できる意見を持った団体や、社会福祉事業を営む団体との連携を図ることは重要となります。

ア 徳島県共同募金会との連携

- 共同募金は、住民相互の助け合いを基調に、民間福祉活動を支える主要な財源として大きな役割を果たしています。赤い羽根共同募金のPRへの協力など、県共同募金会と連携し、募金活動の活性化を促進します。

イ 徳島県福祉基金の助成事業の支援

- 地域福祉の課題解決に寄与する事業に助成する県福祉基金の活動を支援します。

ウ 老人クラブへの支援

- 老人クラブは、約2万9千人の会員を擁する県内最大の高齢者組織であり、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動（グラウンド・ゴルフや民踊、手芸など）を行うほか、清掃活動や、こども達の登下校時における見守りパトロールなど、地域を豊かにする社会活動にも取り組んでいます。地域の担い手が減少する中、高齢者も地域を支える主役として活躍していただくことが重要であり、地域の担い手として欠くことのできない老人クラブを支援します。
- 高齢期の生活を豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に結成され、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組む「単位老人クラブ」や「市町村老人クラブ連合会」に対して、市町村と連携してその活動を支援します。
- 「老人クラブ連合会」が実施する「介護予防リーダー」の養成事業等に対し支援を行うとともに、養成した介護予防リーダーの活躍の場づくりを推進します。

エ とくしま“あい”ランド推進協議会との連携

- とくしま“あい”ランド推進協議会と連携して、スポーツやボランティア活動等の組織づくりや仲間づくり、地域福祉のリーダー養成など官民挙げた取組を推進します。
また、「アクティブシニア地域活動支援センター」を活用し、「生きがいづくり推進員」による地域貢献活動を支援します。
- 高齢者を対象として、地域の福祉を推進するリーダーを育成する「シルバー大学校」や、更に専門的で高いレベルの学習機会を提供する「シルバー大学校大学院」において、社会貢献活動を推進する人材を養成します。

オ 障がい者団体等への支援

- 当事者団体をはじめとする障がい者団体等と連携し、専門的相談や研修会、生活訓練等の取組を実施するなど、障がい者が地域でいきいきと生活できるよう団体の取組を支援します。
- 芸術・文化・余暇活動に参加することも、障がいのある人の生活を豊かにし、社会参加を促進するとともに、障がいのある人への理解と認識を深める上でも大きな役割を果たしています。障がい者芸術・文化の支援拠点である「障がい者芸術・文化活動支援センター」を活用する等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていきます。

カ 社会教育団体等との連携

- 徳島県婦人団体連合会をはじめ、地域の交流の場づくりを推進する社会教育関係団体等と連携し、住民等の参画による地域づくりを促進します。

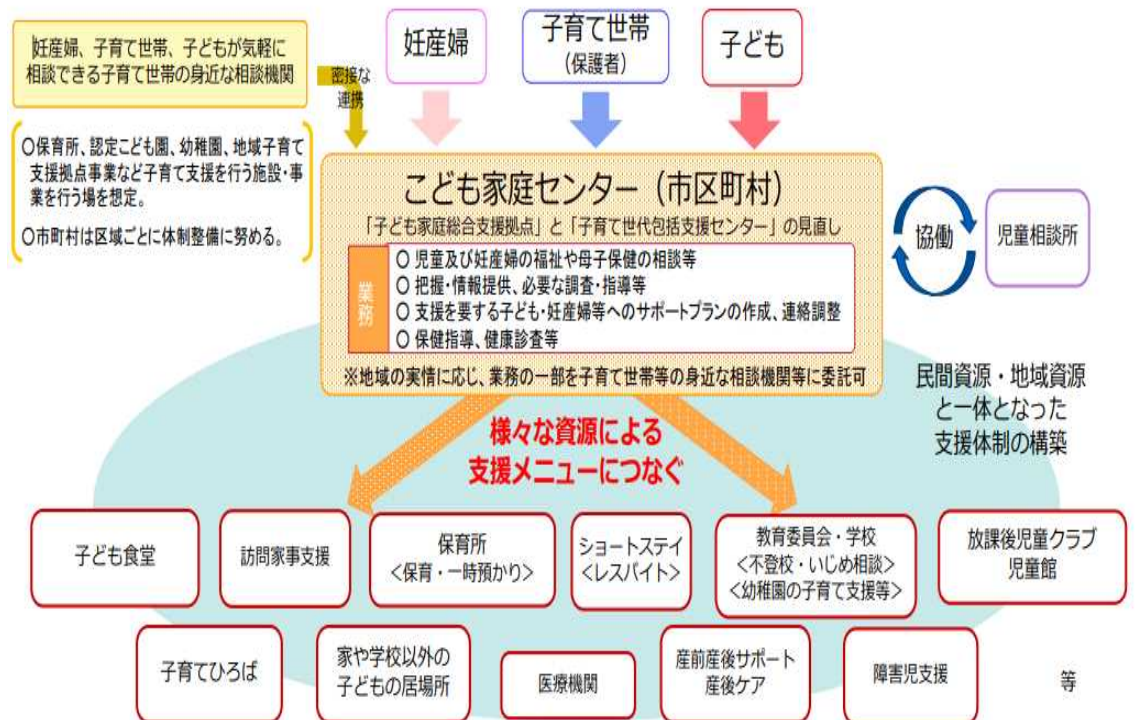
(2) 地域と連携した居場所づくりの推進

① 地域福祉活動の推進

- 地域に関わる生活課題の早期把握と解決に向け、班、組といった近隣の単位での見守り等の活動、県内各地において、多様な主体が交流し、生きがいと健康づくりを行うサロン活動、防犯・防災活動や支え合いマップの作成、小学校区・中学校区における子育てサークルや放課後のこどもサポートなど、お互いにしっかりとつながりを持てる環境のもとで、多様な地域福祉活動の展開を推進します。
- 社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、自治会・町内会等、婦人会、ボランティア等の協力のもと、地域住民が活動の主体となり、高齢者や障がい者、子育て中の親などの閉じこもり、ひきこもりの防止等を主な目的として、サロン活動を行っています。
- 認知症の人と家族が地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、悩みの相談に応じてもらえる場である「認知症カフェ」の設置を民間団体と連携を図りながら促進します。
- 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う「地域生活支援拠点等」が未整備の市町村に対する後方支援、障がい者の活動・交流の拠点である障がい者交流プラザの機能強化を図ります。
- 障がい者が、スポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の維持や体力の増強を図るとともに、自立と社会参加意欲の向上を図る上で、大きな役割を果たしています。県域における障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会に選手団を派遣するとともに、「障がい者交流プラザ」を活用し、障がい者のスポーツ活動、レクリエーション活動の振興に努めます。
- すべてのこどもを対象とした安全・安心なこどもの活動拠点を設けるとともに、地域住民の参画を得た勉強やスポーツ・文化活動等の取組を推進します。
- 昼間就労等により保護者がいない放課後児童などの安全な生活と健全な遊び場を確保し、こどもが安心して放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充や相互に連携した取組を支援します。
- 地域子育て支援センターで、子育てを地域全体で支えることを目的として、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行います。

- 民間団体等が行う「こども食堂」や学習支援をはじめ、不登校等困難を抱えるこどもたちへの支援や、地域の大人との継続的な交流ができる、安全で安心な「こどもの居場所づくり」を推進します。
- 地域とのつながりを活かし、妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が円滑に進むよう、市町村の取組みを支援します。

(こども家庭センターのイメージ)



出典：こども家庭庁

- 障がい者や高齢者、こどもなど、地域のあらゆる人が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、さらには集まった方々がサービス提供の担い手にもなることで多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応する「ユニバーサルカフェ（多世代交流・多機能型）」を推進します。
- 多様な地域福祉活動が、それぞれの地域の実情に合わせて県内全域に展開され、地域コミュニティが活性化していくよう支援します。

② 地域における見守りの推進

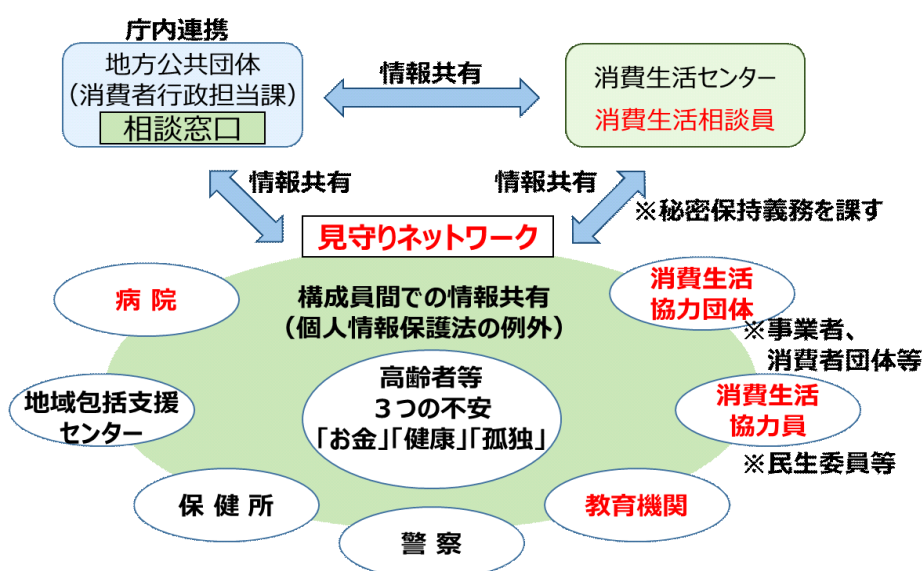
- 地域を単位とする老人クラブでは、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と安否確認を目的とした「友愛訪問活動」に取り組んでいます。これは高齢者が高齢者を見守る試みとして本県から全国に広がったボランティア活動で、地域の絆づくりにも貢献する重要な取組みであり、表彰制度の運用等により更なる活性化が図られるよう支援します。

○ 日常業務において、ひとり暮らし高齢者等と接する機会の多い民間団体との「高齢者等の見守り活動に関する協定」締結などにより、地域の実情に応じたよりきめ細かな高齢者の見守り体制の充実・強化に取り組みます。

○ 近年、デジタル社会の進展による、高齢者や障がい者をめぐる新たな消費者トラブルの増加が懸念されており、地域の関係者や団体が日々の活動の中で、消費者被害への気づきを行政へとつなぐ「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の役割は、ますます重要性を増しています。

本県では、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、全国に先駆けて全市町村への設置が完了した見守りネットワークの実効性や機能性の向上を図るため、見守りネットワーク構成員等を対象とした研修等の実施や、情報共有の機会提供により、最新の消費者トラブルに対応するためのスキルアップや、県・市町村間の連携を強化します。

見守りネットワークのモデル



出典：消費者庁作成資料

重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

【現状と課題】

1 権利擁護を図る連携体制の構築について

高齢者、障がい者、児童に対する虐待は、個人の尊厳を著しく害するものであり、自立や社会参加を妨げます。件数は増加の傾向にあり、深刻化するケースもあるため、虐待の未然防止、早期発見、支援体制の整備等、更なる取組を推進する必要があります。

また、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」や、様々な要因の結果として、就学や就労、家族以外との交流などの社会的な参加を避けて、半年以上にわたり、対人関係のない状態が続いている「ひきこもり」の方に対しても、適切な支援に繋げていく必要があります。

さらに、認知症高齢者をはじめ、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方々が身近な地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理などの日常生活の支援や財産を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

そのためには、まず、適切な情報やサービスを提供する相談窓口や苦情対応機関の設置等必要な支援が行える体制を整備する必要があります。

サービス利用者が真に事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けられるようにするため、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

2 福祉サービスの質の確保について

福祉サービスを提供する事業者が自らのサービス水準を点検し、改善を行い、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選びやすくするためには、サービス評価の実施や、利用者への情報開示を進めていくことが重要です。

また、こうした事業者による自主的な取組と併せて、サービスの質や事業の適正な運営を確保する観点から、福祉サービス評価事業や指導監査などにより、健全な事業運営のための支援や指導を行っていくことが必要です。

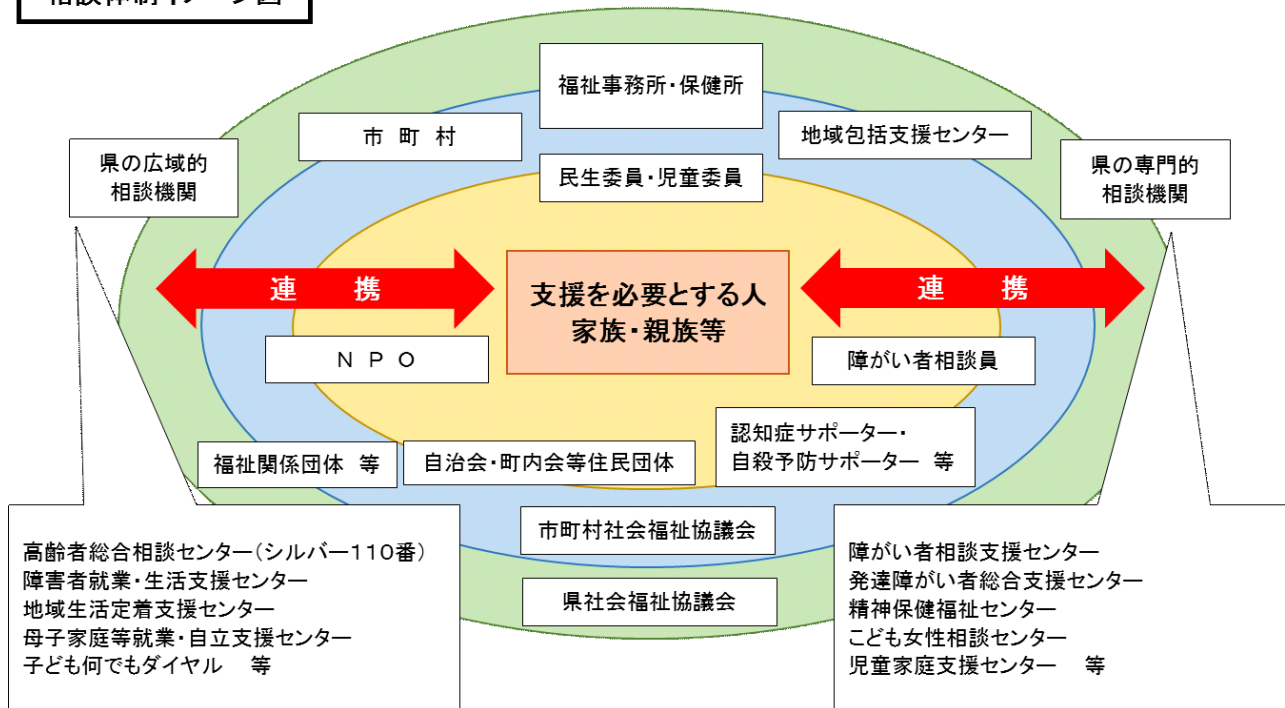
【主要施策】

(1) 支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築

① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実

- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待をはじめ、支援を必要としている方について、御本人・家族・地域の方が身近なところで支援を受けることができる相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備・充実、関係相談窓口間の連携強化を推進します。

相談体制イメージ図



② 苦情解決体制の整備

- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。

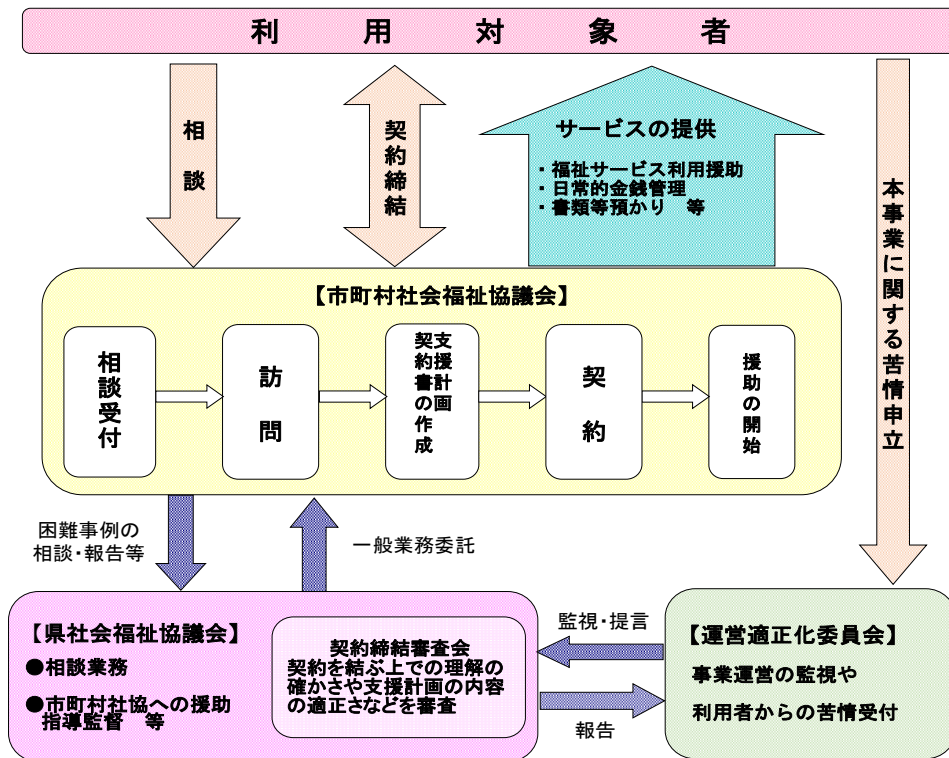
社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情解決担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申出に基づいてあっせん等を行う徳島県運営適正化委員会が県社会福祉協議会に設置されています。さらには介護保険法により、事業者に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関として国民健康保険団体連合会が位置づけられています。

- 利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情の申出をしやすい環境を醸成するとともに、苦情解決が円滑に図られるよう、県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行い、利用者の満足度の向上とともに虐待防止対策等を講じるなど、利用者の権利擁護や、よりよい福祉サービスの実現に向けた仕組みの整備に努めます。

③ 支援を必要としている方に寄り添った支援の実施

- 認知症の方を地域全体で支えていくため、県長寿いきがい課内に設置した「県認知症高齢者見守りセンター」において、認知症の人やそのご家族の応援者である「認知症サポーター」を養成したり、認知症等に起因して行方不明になった場合においても早期発見につなげるために広域的な連携体制を構築するなど、認知症対策に取り組みます。
- 障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組むため、「徳島県障がい者権利擁護センター」において、障がい者の権利擁護・虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。
- 急増する児童虐待問題に適切に対応するため、相談支援体制を充実し、市町村及び関係機関との連携を図ります。また、児童養護施設等の養育単位の小規模化や里親等委託を促進し、社会的な養護を必要とする子どもが、家庭的な環境で安全に安心して生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- こどもの年齢や成熟度に合わない過度な負担を負いながら家族のケアを担う「ヤングケアラー」について、早期発見・把握を徹底し、適切な支援サービスに繋げていくため、関係機関の連携による支援体制の構築を推進します。
- 保健・医療・福祉・教育など様々な分野の関係機関との連携の下、「ひきこもり地域支援センター『きのぼり』」及び当事者・家族の利便性向上のため南部・西部サテライトを設置し、当事者・家族からの相談、当事者グループ活動や家族教室の実施を通して、支援の充実を図ります。また、より身近な地域での支援が受けられるよう、市町村と連携し、相談窓口の明確化や相談支援体制の充実など地域における支援体制強化を推進します。また、「ひきこもりサポーター」の養成研修を実施し、当事者や家族の支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の質の向上を図っていきます。
- 権利擁護や成年後見制度に関する相談・申立て支援や市民後見人の育成等地域における権利擁護の包括的な支援を行う「とくしま権利擁護センター」（徳島県社会福祉協議会設置）の取組を支援します。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分である場合でも、本人の人権が守られ、安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を実施する日常生活自立支援事業の周知及び利用促進等各種支援の充実に努めます。

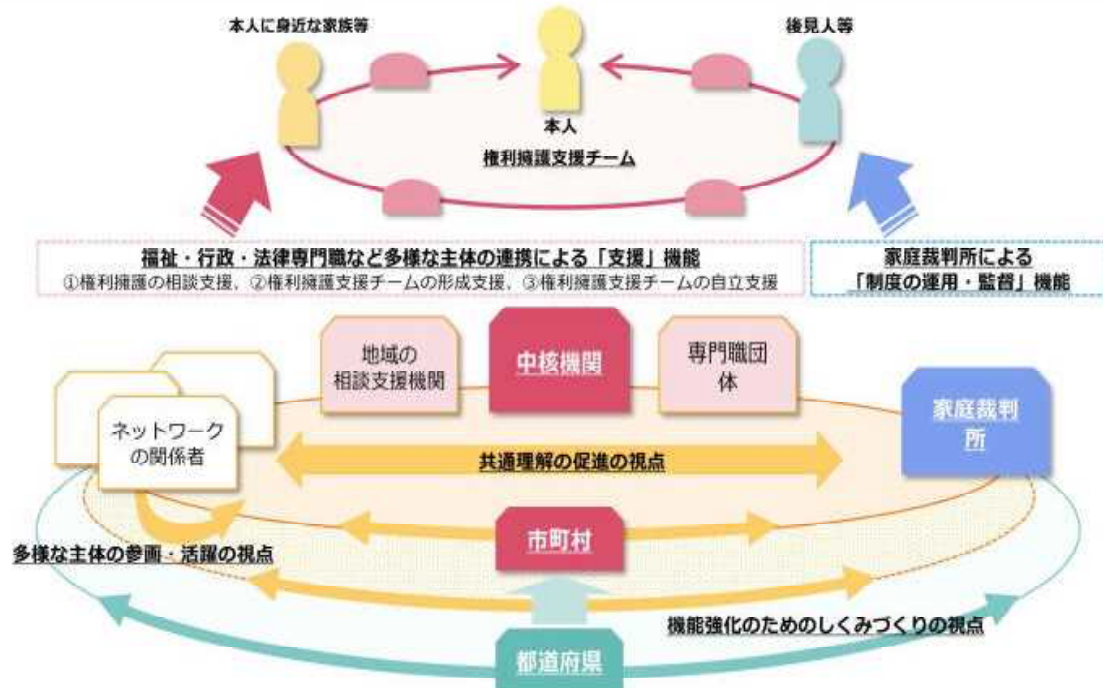
日常生活自立支援事業の利用の流れ



- 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加、障がい者の長期にわたる支援が必要な中、本人の意思を丁寧にくみ取りその生活を守るため、財産の管理のみならず意思決定支援や身上監護にも配慮した成年後見制度の利用を促進します。
- 家庭裁判所や社会福祉協議会、関係機関等と連携し、保健・医療・福祉に司法も含めた「地域連携ネットワークの構築」等市町村の取組を支援します。
- 市町村職員等への研修会や情報交換会等を実施し、関係者の資質の向上及び市町村や家庭裁判所等との連携を支援します。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



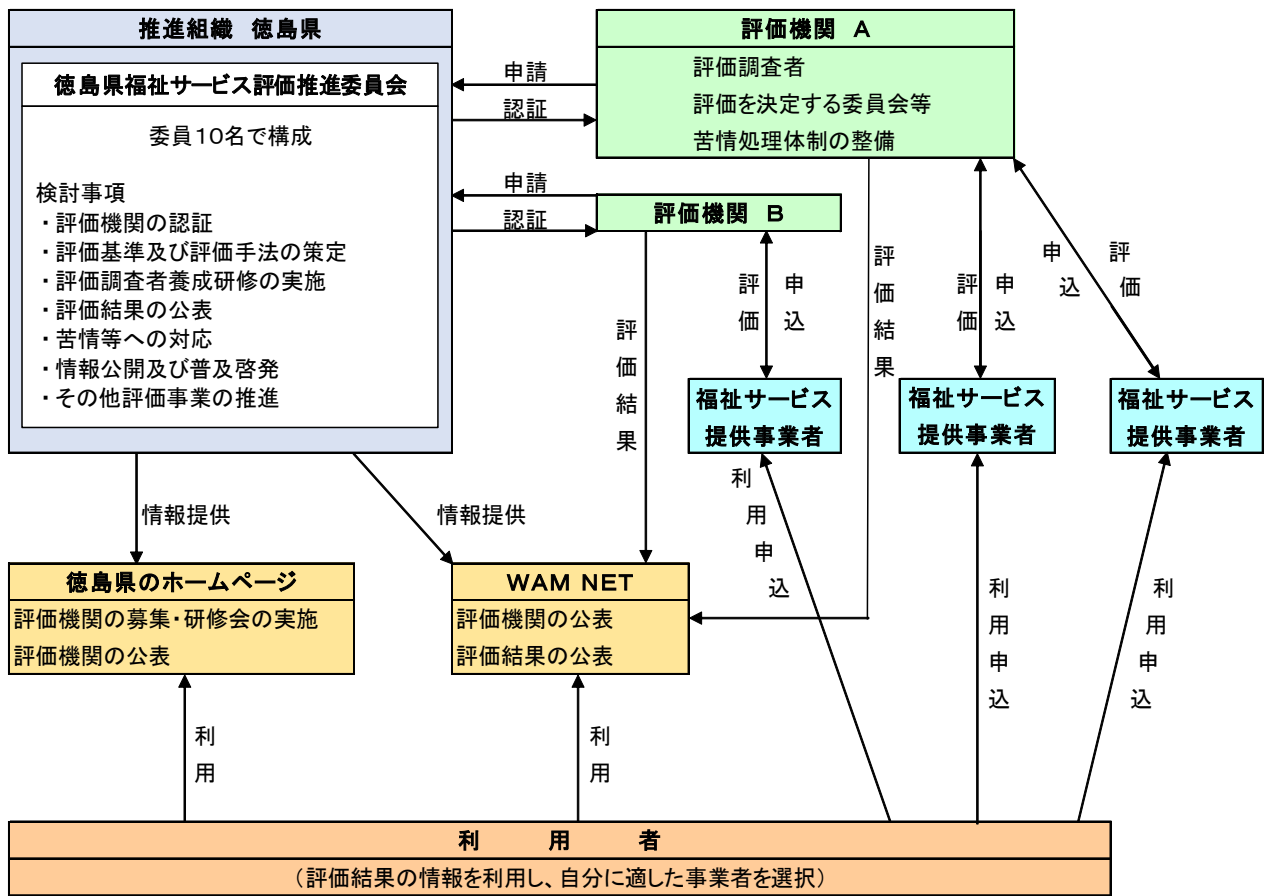
資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

(2) 福祉サービスの質の向上への取組

① 福祉サービス評価の推進

- 社会福祉法において、サービスの自己評価を行うことが事業者の努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を推進します。また、適切な自己評価が行われるよう、評価基準の提供等必要な支援を行います。
- 福祉サービス事業者が、現状のサービス水準や課題等の把握に努め、サービスの質の向上に結びつけていくため、公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な視点からサービス内容等を評価する、福祉サービス第三者評価の受審を促進します。また、その結果を公表することにより、利用者が適切なサービスを選択できるように支援します。

徳島県福祉サービス評価事業推進体制



② 法人等の情報開示の促進

- 多数の事業者が提供するサービスの中から、利用者が自分にとって最適なサービスを選択するために必要な、事業者の特性やサービス等に関する情報について積極的に情報公開を行うよう、社会福祉法人等の事業者に対して指導・助言を行い、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

また、法人の現況や財務等の情報についても、広く一般の方が閲覧できるようインターネットによる開示を推進します。

③ 指導監査等の充実

- 県は、社会福祉法及び関係法令等の規定や基準に基づき、事業者や施設に対して指導監査を実施し、運営等に問題がある場合は改善指導を行うなど適正な指導を行うとともに、利用者の立場に立った健全な事業運営への支援となるような指導に努めます。

重点課題④ 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

1 生涯にわたる福祉意識の普及について

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたって、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報啓発を行っていく必要があります。

2 福祉に従事する人材の養成・確保と資質向上について

少子・高齢化や核家族化の進行等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増大すると想定される一方、働き手の不足が深刻化してきています。福祉の現場を支える看護職員、介護職員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉人材について、引き続き人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや、就業促進を行っていく必要があります。

また、質の高い適切な福祉サービスを提供するため、現場で働く福祉職員に対して、高度な専門性や幅広い知識、実践力を身につけて頂くため、各種研修を通じて、資質向上を図っていく必要があります。

3 多様な福祉の担い手について

複雑・多様化する福祉ニーズに対応するためには、福祉の担い手にも従来の枠組みを超えた多様化が求められます。

従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等に加え、社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織の地域福祉活動への参画を促進していくことが重要です。

【主要施策】

(1) 福祉意識の普及啓発

- 地域の中には、子どもや高齢者、障がい者など、何らかの支えを必要とする人々が生活しています。幼少期からの福祉教育の推進、地域の協働による活動やボランティア活動を通じ、「福祉への理解や関心」を、ライフステージを通じて高めていきます。
- 具体的に体験しながら、どうすれば地域が住みよいものになるかを考え、支援を必要とする人々と同じ目線で考える機会として、各種講座やフォーラムの開催等を推進します。

(2) 福祉教育の推進

- 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、子どもの頃から福祉を身近なものとしてとらえ、様々な体験活動を通して理解を深めながら、本格的な福祉活動に参加するきっかけを与える取組を推進します。
- 福祉教育を地域に根付かせるため、住民、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政等が協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 地域全体で福祉への理解を深めるため、小・中・高・特別支援学校・大学と地域や社会福祉法人等との協働による福祉活動やボランティア活動を促進します。

(3) 福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上

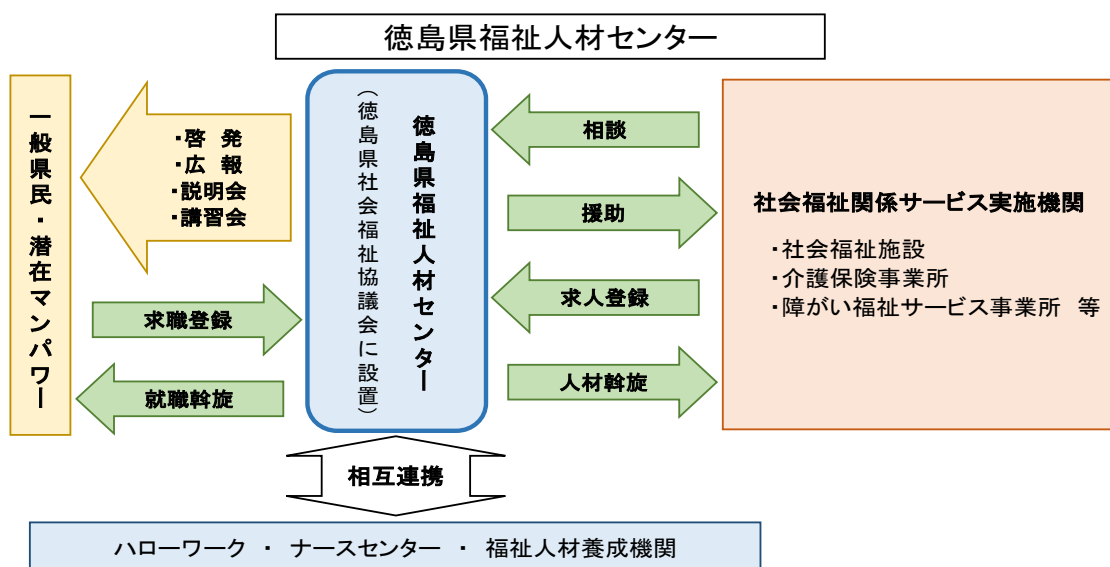
① 福祉人材の養成・定着・確保

- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。特に介護分野においては、将来必要となる介護人材の需要数・供給数を推計し、長期的な視点で介護人材の育成・確保対策を図ります。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成機関を支援します。
- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施のほか、保育士資格の取得を支援するため、養成施設の受講料等や保育所等における職員代替に伴う雇上費に対する支援を行います。
- 外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護技術向上のための取組等を支援するとともに、介護事業所が外国人人材を採用するための一貫したサポート体制を構築し、外国人介護人材の活躍を促進します。

- 介護の仕事から、周辺業務を切り分け、介護助手（シニア）に担って頂くことで、介護人材の確保や労働環境の改善等を図る仕組み「介護助手制度」（平成29年度創設）の普及・定着を図ることにより、シニアの介護現場への新規参入や生きがいと健康づくりを促進します。
- 「労働相談」や「あっせん制度」などの紹介などを通じて、労使間の紛争の未然防止や解決を図ります。

② 福祉人材センターの活用

- 県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会を徳島県福祉人材センターとして指定し、運営しています。同センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、就職面談会の開催や福祉の職場体験の機会提供等を行っています。
- 利用者や求職者が就職情報等、福祉に関する必要な情報が得られるよう、動画やインターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 様々な介護・福祉のニーズに対応できる担い手づくりへ、業務の魅力発信を展開するとともに、県内の福祉関係養成校、職能団体、ハローワーク、行政等の関係機関との積極的な情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供等を行い、福祉人材の育成・マッチングの強化を図ります。
- 福祉現場をはじめとする県内事業所への就職を促進するため、関係機関と連携し、インターンシップの実施やボランティア活動の取組を推進します。
- 県外の福祉人材獲得に向け、移住相談会での周知・広報等、UIJターンの取組を推進します。
- 福祉人材センター内に「保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士の確保に向けた取組を推進します。



③ 福祉人材の資質向上

- 福祉サービスに従事する者の職種や経験の程度に応じた体系的な研修を実施します。

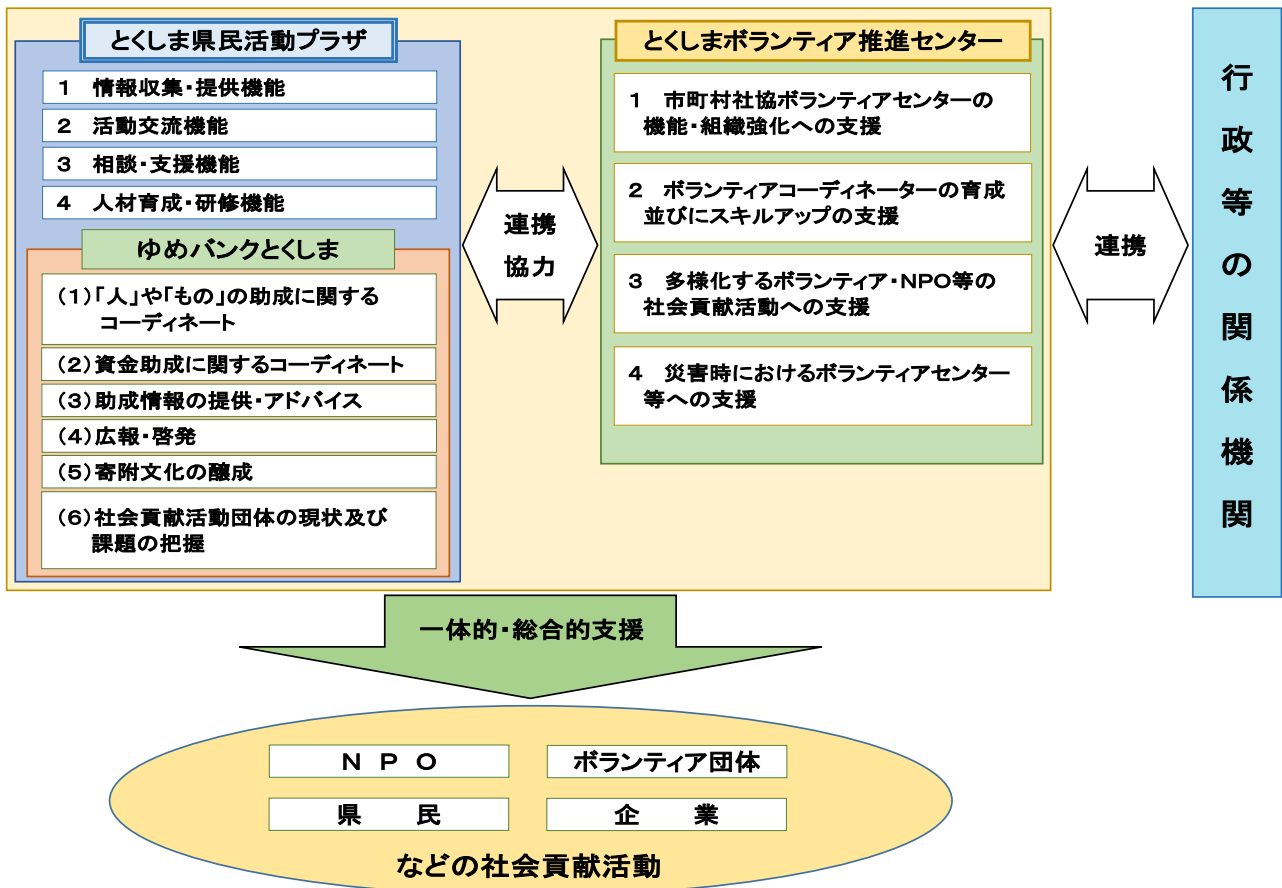
④ 福祉現場の就業環境の向上

- 「働き方改革に取り組む施設」や「多様な人材確保を進める施設」を「モデル事業所」に認定し、活動事例の紹介を行うなど、幅広い人材確保に向けた取組を推進します。
- 介護職員の働きやすい職場環境づくりや、働く意欲の向上に向けて、事業者の人材育成や就労環境等の改善に繋がる取組を「見える化」する「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度」の普及・定着を図ります。
- 介護職員の業務負担の軽減や業務の効率化を行うため、現場の生産性向上に向けた総合的な支援体制の構築による産学官を含めた多様な機関との連携のもと、介護ロボットの導入支援をはじめ、業務の一元管理システムや業務補助ソフトの導入、タブレット端末の活用といった、ICTの導入を支援することにより、介護職員の職場への定着を図ります。
- 職場内で若手職員の悩みに寄り添い、仕事へのモチベーションを失わないよう、心理負担のケアを主たる目的とした職場向けの研修を実施し、働きやすい職場づくりを目指します。

(4) ボランティア・NPO育成と活動支援

① 活動支援拠点の機能充実

- 本県には、県民の理解の促進、情報の提供、人材の育成、交流・連携の促進を総合的に推進する機能を持つ、ボランティアの活動支援拠点として、とくしま県民活動プラザやとくしまボランティア推進センターがあります。



- 参加と協働による共助社会の実現に向け、とくしま県民活動プラザを拠点として、県民による社会貢献活動に対する総合的な支援を推進します。
- 「ゆめバンクとくしま」のPRなどを通して、県民等からの寄附により社会貢献活動を支援する仕組みをつくり、寄附文化の更なる醸成を図ります。
- 夢と活力でにぎわう地域づくりを進めるため、NPOの立ち上げから自立までを支援します。
- とくしまパートナーシップを推進するため、地域の課題解決や活性化の担い手であるボランティア、NPOなど社会貢献活動団体等との協働事業の拡大を推進します。
- とくしまボランティア推進センターでは、県民がボランティア活動に参加しやすいよう環境整備や情報発信を行いながら機能充実を図るとともに、国際交流、青少年の健全育成、男女共同参画などの各分野において設けられている他の拠点施設や各市町村のボランティアセンター等との連携を推進していきます。

② ボランティアの育成

- ボランティア活動を継承、発展させ、共助社会づくりを加速させるため、次代を担う若者のボランティア活動への参画を促進するよう、情報発信や講座・イベントの開催などの仕組みを整えます。

- ボランティア活動への住民参加を促進するため、女性団体、自治会・町内会等をはじめとする地域に根ざしたボランティア活動を実施している団体や民間企業などと連携して、身近なところでのボランティア活動を体験できる機会を拡充します。
- ボランティア活動が自立した活動として継続的に行われるよう、専門的な研修等を行うことにより、高度な知識・技術を有する人材やボランティア活動についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

③ 手話通訳者等の養成・確保

- 障がい者の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者、音訳・点訳奉仕員など障がい者のコミュニケーション支援ができる人材の養成と確保に努めます。

(単位：人)

区 分	令和4年度登録者等数
手話通訳者	74
要約筆記者	26
盲ろう者向け通訳・介助員	119
点訳奉仕員	399 (応用課程)
音訳奉仕員	212 (応用課程)

(5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

① 地域福祉活動を推進する人材の育成

- 身近な地域での相談・見守り・支援等の地域福祉活動を推進するリーダーとなる人材を育成します。

(単位：人)

区 分	令和4年度養成者数
介護予防リーダー	1,645 (累計)
生きがいづくり推進員	851 (登録者)
認知症サポーター	108,460 (累計)
自殺予防サポーター	4,629

② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

- 従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人や民間事業者についても、災害発生時における福祉避難所としての協力や、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（中間的就労）の実施等を通じて、地域福祉活動への参加を促進します。

重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

【現状と課題】

1 社会福祉施設等について

近年、高齢者や障がい者など自ら避難行動を取ることが困難な要配慮者が多数入所する社会福祉施設において、地震や津波、台風・豪雨等による大規模な災害により大きな被害が発生しています。

本県には、1,800近い社会福祉施設等がありますが、それぞれの施設において、地震や台風など自然災害に対する利用者の安全・安心対策に万全を期す必要があります。特に、今後高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」による津波・浸水被害が想定される地域に位置する施設では、避難場所や避難経路の確保をはじめ、避難訓練、防災教育の見直しなど、最新の被害想定等を踏まえた地震津波対策を講じることが求められています。

また、台風や豪雨等で土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れのある「土砂災害警戒区域」や「土砂災害危険箇所」に位置する施設においては、立地条件や施設周辺の再点検、情報収集体制や関係機関との連携など、施設利用者や職員等の安全対策をより一層図っていく必要があります。

2 災害時における要配慮者への支援について

災害対策基本法に基づく、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児などの災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者への支援体制整備に取り組んでいます。

各市町村では、災害発生時に備え、避難行動要支援者名簿を平常時から作成し、「民生委員・児童委員」や「自主防災組織」等の地域の避難支援関係者と情報を共有するとともに、避難行動要支援者一人ひとりについて、「誰が避難を支援するか」「どこに避難するか」「どのように避難するか」を、あらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成が求められています。

避難行動要支援者一人ひとりの大切な命を災害から守るため、行政と地域が一体となって支援する体制づくりを一層促進し、「自助」、「共助」、「公助」の強化を図っていく必要があります。

3 福祉避難所等について

災害が発生した際に、身体状況等の悪化により、避難所や自宅で生活ができなくなった高齢者、障がい者等の要配慮者は、緊急に入所介護・療養等が必要になる場合があることから、こうした事態に備えた体制を整えておく必要があります。

また、一般の避難所での避難生活を送ることが難しい要配慮者のために、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多機能トイレの設置等バリアフリー化された「福祉避難所」を設置し、特別な配慮を行う必要があります。

市町村においては、社会福祉施設等を「福祉避難所」として事前指定するとともに、地域住民に対し、「福祉避難所」に関する情報の周知や運営体制の強化を図ることが求められています。また、大勢の要配慮者を受け入れるために、一般の避難所においても要配慮者を受け入れることができる「福祉避難スペース」を確保する必要があります。大規模災害では、福祉避難所や人材の不足等により、本来の機能を発揮できないことが懸念されることから、福祉避難所の更なる事前指定の促進や災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行われるよう、運営体制の強化を図ることが求められています。

【主要施策】

(1) 社会福祉施設等の対策

- 県の指導監査時において、「施設における防災対策への取組状況」を確認し、「南海トラフ巨大地震」による津波浸水被害や台風・豪雨による土石流、地すべりなど土砂災害等の被害が想定される施設に対して、対策計画の策定や安全な避難先の確保など防災機能の強化に向けた助言・指導を行います。
- 施設において、正確な情報を迅速に入手することができるよう、防災情報や職員の安否確認等をWebサービスを通じて取得できる「すだちくんメール」の利用促進を行います。
- 社会福祉施設等における利用者の安全確保及び災害時の避難施設としての機能確保を図るため、耐震化整備を促進するとともに、老朽化が著しい施設や避難所に指定されている施設等に対して耐震化の取組を推進します。

(2) 地域防災力の強化

- 民生委員・児童委員や自主防災組織の構成員、要支援者本人が参加する「防災出前講座」への講師派遣や、「災害時障がい者支援ハンドブック」による広報、さらに「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」の周知啓発等により、住民の防災意識向上を図るとともに、地域における関係機関の一層の連携強化、さらには自主防災組織のネットワーク化など、地域の防災力強化のための支援を行います。

(3) 支援を必要とする方に係る情報の整備

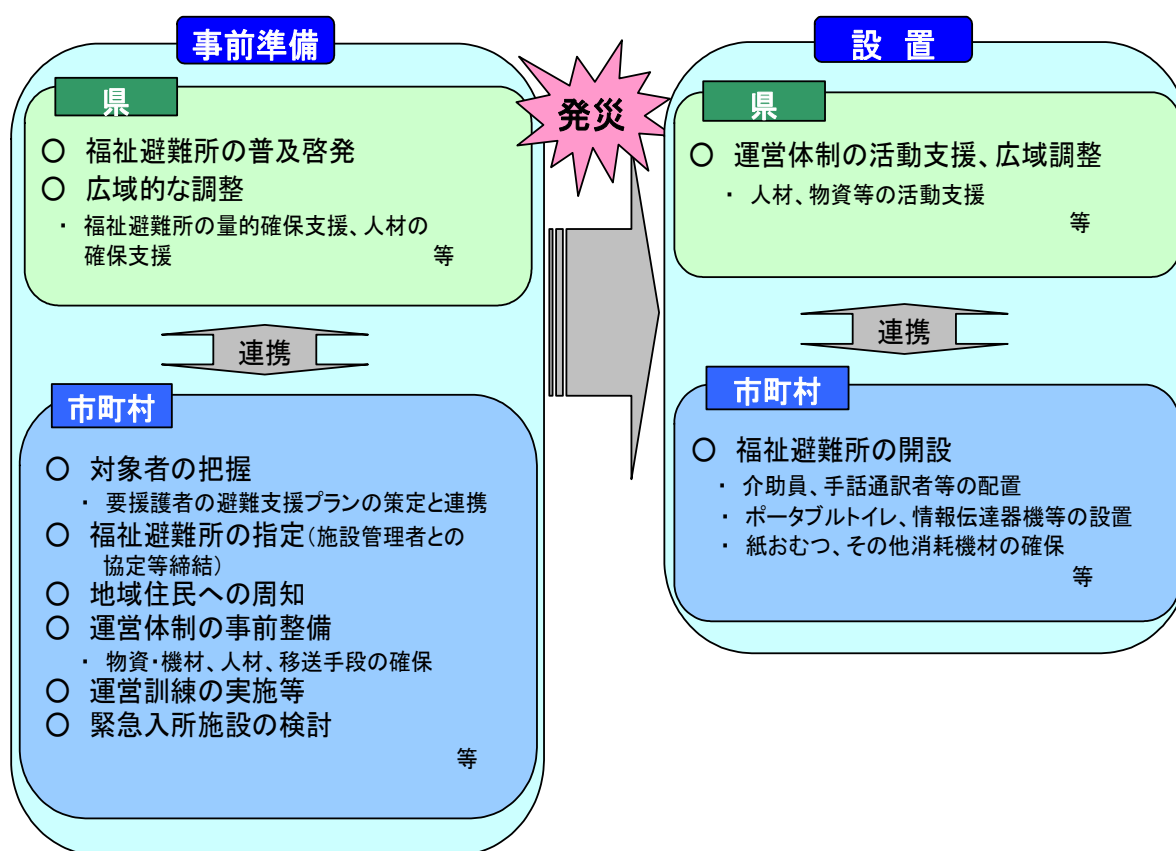
- 市町村における「避難行動要支援者名簿」の整備に係る取組、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。

(4) 避難行動要支援者に対する個別避難計画

- 「避難行動要支援者名簿」に登録された一人ひとりの支援について具体的な避難方法等をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成及び避難訓練に係る市町村の取組を促進します。
- 災害発生時及び臨時情報が発表された際には、いち早く避難行動を取る必要があります。安全かつ迅速に避難先へ移動するための対策、地域における支援者の確保、避難行動要支援者の個人情報に関する情報共有のあり方などの課題解決に向けて、関係機関と連携しながら着実に取り組んでいきます。

(5) 福祉避難所の設置・運営

- 災害発生時に一般の避難所での共同生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するため、市町村における福祉避難所の事前指定の取組、緊急に入所介護・療養等が必要になった要配慮者の受入れを可能とする体制整備を支援します。
- 災害発生時に要配慮者を円滑に受け入れ、適切な支援が行われるよう、市町村における避難所運営体制の事前整備等を促進します。
- 福祉避難所で必要となる人材・物資などが速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平常時から連携協力体制を構築します。



(6) 災害ボランティアセンターの体制整備

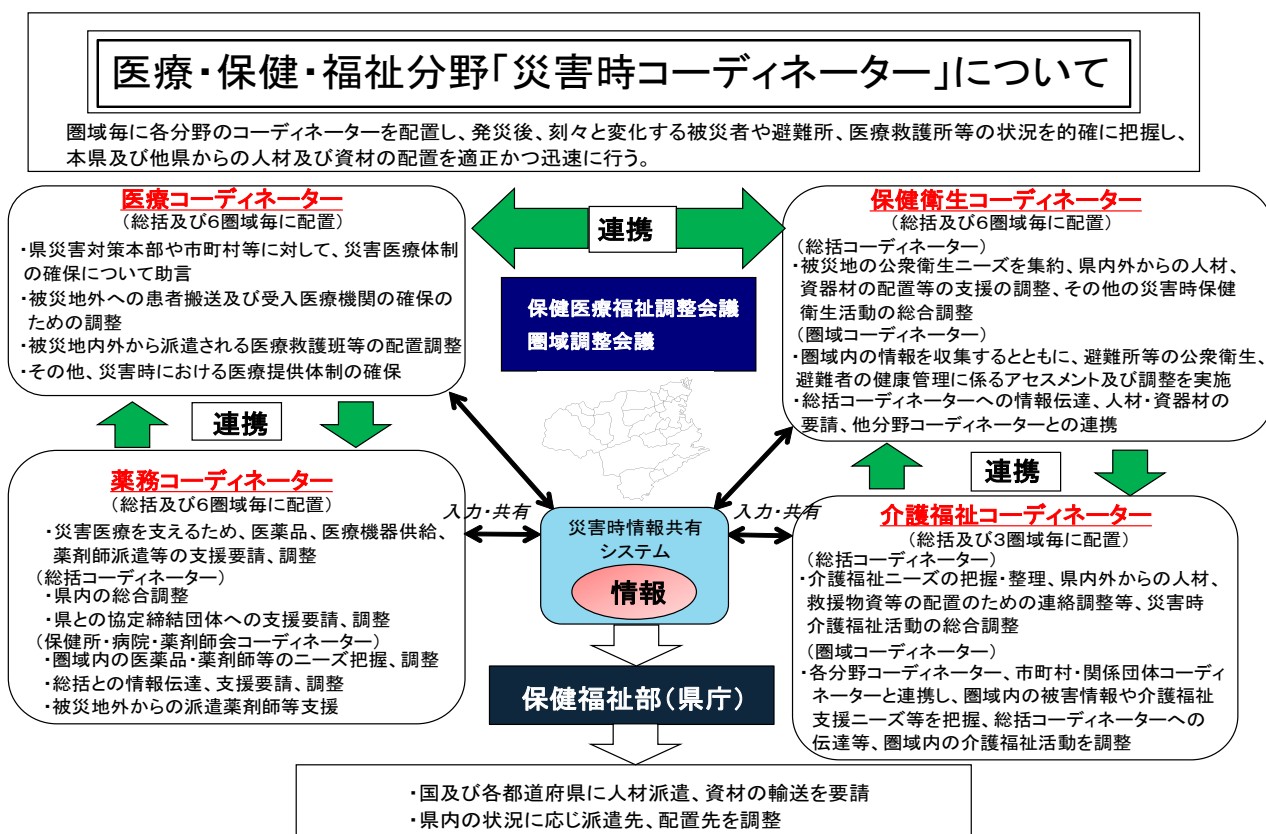
- 災害からの復旧においては、復旧作業に協力してくれる災害ボランティアが、大きな役割を果たします。
県内での災害発生時に、災害ボランティアが円滑に活動を行うための派遣調整等を行う支援窓口として徳島県社会福祉協議会に設置される「徳島県災害ボランティアセンター」を通じて広域的な災害ボランティア活動を支援します。

(7) 被災者見守り・相談支援の円滑な実施に向けた包括的体制構築

- 大規模災害時においては、地域における住民の支え合い等を基盤とした被災者見守り・相談支援事業を適切に行い、復興・復旧につなげる必要があります。そこで、国が特定非常災害として指定した際に多くの被災地で市町村により設置された「地域支え合いセンター（被災者見守り・相談支援の実施）」が適切に運営され、その後の災害ケースマネジメントによる復興に繋がるよう、平時・災害時を見据えた包括的な支援体制の構築について、市町村を支援します。

(8) 「災害時コーディネーター」による応援体制の拡充

- 東日本大震災をはじめとする大規模災害の経験から、災害発生時における医療・保健・福祉サービスの効率的な提供は大きな課題となっています。大規模災害発生時に、被災者や避難所・医療救護所等の状況を把握し、県内及び他県からの人材と物資の調整を行う「災害時コーディネーター」の一部門として、社会福祉施設や福祉避難所等での要配慮者に対するケアを行う看護職員・介護職員等の配置調整を行う「介護福祉コーディネーター」を各圏域、各市町村及び関係団体に配置して、迅速かつ効率的な支援活動を実施します。
- 社会福祉施設等で構成する6団体と締結している災害時相互応援協定に基づき、災害時における生活物資等の提供、応援職員の派遣、入所者の受入れや、福祉避難所の事前指定への協力といった支援がスムーズに行われるよう、「介護福祉コーディネーター」が相互応援に係る指揮・連絡調整を行います。



- 大規模災害時における要配慮者に対して円滑な福祉支援を行うため、県内の福祉関係団体等で構成する「徳島県災害福祉支援ネットワーク会議」を活用し、災害時における福祉避難所等への福祉専門職員の派遣を行います。

(9) 広域的な支援体制の整備

- 中国・四国ブロックの9県で締結している「大規模広域災害発生に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」により、カウンターパートとなっている鳥取県との相互応援協定に基づき、両県の市町村をはじめ、商工団体や福祉団体等を含めた全県的な相互支援体制の構築について、より一層の充実を図ります。